第２　許可申請（連絡調整）に必要な図書

番号	図　　書　　名	岩石等	埋立て等	その他	連絡調整	摘　　要
１	林地開発許可申請書	○	○	○		法規則第4条
1-2	（許可制の適用のない開発行為に係る協議書）				○	指導指針第24条第1項（別記第10号様式）
２	位置図	○	○	○	○	法細則第2条第1項
３	区域図	○	○	○	○	同　　第2項
４	事業計画概要説明書	○	○	○	○	法細則第2条第3項第1号（別記第1号様式）
５	土地利用計画明細書	○	○	○	○	同　　第2号（別記第2号様式）
６	土地利用計画平面図	○	○	○	○	同　　第3号
７	森林調書	○	○	○	○	同　　第4号（別記第3号様式）
８	求積図	○	○	○	○	同　　第5号
９	防災施設等計画平面図	○	○	○	○	同　　第6号
１０	切土盛土計画平面図	○	○	○	○	同　　第7号
１１	計画縦横断図	○	○	○	○	同　　第8号
１２	土量計算書	○	○	○	○	同　　第9号
１３	流域現況図	○	○	○	○	同　　第10号
１４	排水施設計画平面図	○	○	○	○	同　　第11号
１５	防災施設等設計図	○	○	○	○	同　　第12号
１６	防災施設等設計根拠資料	○	○	○	○	同　　第13号
１７	緑化計画書	○	○	○	○	同　　第14号（別記第4号様式）
１８	森林現況図	○	○	○	▲	同　　第15号
１９	緑化計画図	○	○	○	○	同　　第16号
２０	緑化仕様図	○	○	○	▲	同　　第17号
２１	残置森林等の保全管理計画書 （別添その１）残置森林等の明細書 （別添その２）残置森林等の保全管理調書	○	○	○	－	同　　第18号（別記第5号様式）
２２	工程表	○	－	○	○	同　　第19号（別記第6号様式）
２３	施工計画書（工程表を含む）	○	○	○	○	同　　第20号
２４	中期事業計画書	○	－	－	－	同　　第22号（別記第7号様式）
２５	防災施設等の維持管理計画書	○	○	○	○	同　　第21号
２６	建築物その他の構造物の概要図	－	－	○	－	同　　第23号
２７	地番一覧表（事業区域内）	○	○	○	○	同　　第24号（別記第8号様式）
２８	公図集合図	○	○	○	○	同　　第25号
２９	開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類	○	○	○	－	法細則第2条第9項
３０	資金計画書	－	○	○	－	法細則第2条第3項第26号（別記第9号様式）
３１	工事施工者の能力に関する書類	－	○	○	－	同　　第27号
３２	宣誓書	○	○	○	－	同　　第28号（別記第10号様式）
３３	その他知事が必要と認める書類	○	○	○	○	同　　第29号
３４	林地開発行為同意書	○	○	○	－	法細則第2条第8項第1号（別記第11号様式）
３５	印鑑登録証明書	○	○	○	－	同　　第2号
３６	土地の登記事項証明書（事業区域内）	○	○	○	－	同　　第3号
３７	開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分に係る申請の状況を記載した書類	○	○	○	○	法規則第4条第5号

１　「○」は必要な図書、「－」は省略可の図書、「▲」は大規模（開発行為に係る森林の面積が10ha以上の開発）の場合を除き省略可の図書

２　「岩石等」は、砂利の採取、岩石の採取又は土の採取を目的とした開発行為

３　「埋立て等」は、土砂等の埋立て等を目的とした開発行為

４　「その他」は、上記２及び３に該当しない開発行為（「連絡調整」を除く）

５　「連絡調整」は、許可制の適用のない開発行為

６　５から８の図書は、土石の採取、残土の埋立等事業完了後に森林に復元するものの場合は、施工中の計画及び施工後の計画を別葉とする。

７　正本に添付する図書は原本とする。

1　林地開発許可申請書（法施行規則第４条）

林　地　開　発　許　可　申　請　書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

申請者　住所　（法人にあっては、名称
　　氏名　　及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第１０条の２第１項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	郡・市　　町・村　　字　　番　ほか　　筆
開発行為に係る森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	（　　）
開発行為の着手予定年月日	年　　月　　日
開発行為の完了予定年月日	年　　月　　日
開発行為の施行体制	――――――――
備　　考	

１－２　許可制の適用のない開発行為に係る協議書（行政指導指針第２４条第１項）

別記第１０号様式

許可制の適用のない開発行為に係る協議書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

施行者　住所　（法人にあっては、名称
　　氏名　及び代表者の氏名）　㊞

次のとおり開発行為をしたいので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第２４条第１項の規定により協議します。

開発行為に係る森林の所在場所	郡・市　　町・村　　字　　番地　ほか　　筆
開発行為に係る森林の土地の面積	ha
開発行為の目的（事業の名称）	（　　）
開発行為の着手予定年月日	年　　月　　日
開発行為の完了予定年月日	年　　月　　日
備考	

（林地開発許可申請書、許可制の適用のない開発行為に係る協議書共通）

記載方法

① 「申請年月日」について

ア 必ず記載すること。

② 「申請者（許可制の適用のない開発行為に係る施行者）」について

ア 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

イ 共同で開発行為を行う場合は、連名で申請すること。

③ 「開発行為に係る森林の所在場所」について

ア 開発行為に係る森林の代表地番及び筆数を記載すること。

④ 「開発行為に係る森林の面積」について

ア 開発行為に係る森林の面積は、土地利用計画明細書（法施行細則別記第２号様式）及び森林調書（法施行細則別記第３号様式）のＡ３＋Ａ４＋Ａ５に一致させること。

イ 面積は実測とし、ヘクタール単位で小数第４位まで記載すること。

⑤ 「開発行為の目的」について

ア 「Ⅴ 開発行為の一般的要件及び許可基準等」の表５（Ｐ１４７）にある目的を記載の上、具体的な事業内容又は事業の名称を簡潔に括弧書きすること。

⑥ 「開発行為の着手予定年月日」について

ア 着手予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合、林地開発許可申請の場合は「許可の日から」、許可制の適用のない開発行為に係る協議の場合は「協議が終了した日から」とすること。

⑦ 「開発行為の完了予定年月日」について

ア 申請（協議）時点において、開発を完了させるのに妥当と想定される年月日を記載すること。

⑧ 「開発行為の施行体制」について

ア 工事施工者を「事業計画概要説明書」に記載すること。

⑨ 「備 考」について

ア 行政指導指針に基づく申請の事前手続きを行っている場合には、当該手続きの状況（同指針第６条の規定による林地開発行為事前協議終了の日付等）を記載すること。

イ 他法令等の許認可等の状況を記載すること。

留意事項

① 測 量

ア 面積算定、計画縦横断図作成等は実測とし、現地に確認、復元等のための杭等の表示があること。

2　位置図（法施行細則第２条第１項）

明示事項

①　開発行為の目的となる事業の区域（専ら道路の開発の場合は線形）
②　縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

①　国土地理院発行の市販の地図等を使用すること。
②　縮尺は、1/25,000以上とすること。
③　事業区域を赤線で表示すること。
④　線形を記載する場合は、開発行為を行う起点と終点を明示すること。

3　区域図（法施行細則第２条第２項）

明示事項

①　開発行為の目的となる事業の区域
②　開発行為に係る森林の土地の区域
③　事業区域及びその隣接する地域における市町村の名称及び境界、市町村の区域内の町又は字の名称及び境界並びに土地の地番及び筆界
④　事業区域及びその隣接する地域における地形、住宅、農地及び道路、河川、水路その他の公共の用に供する施設
⑤　森林法又は他法令等による土地利用制限の区域がある場合は、その区域及び名称
⑥　縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名
⑦　事業区域に次の表に掲げる区域が含まれる場合には、その区域

表　災害が発生するおそれがある区域

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法（明治３０年法律第２９号）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）
災害危険区域	建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

留意事項

①　縮尺は、1/3,000以上とすること。
②　事業区域を赤線で表示すること。
③　上記明示事項の②及び⑤は、淡色に塗り分けること。
④　周辺区域は、原則として事業区域の外周から５０ｍの範囲とします。
⑤　上記明示事項の⑤の土地利用制限の区域は、「Ⅵ　他法令等による土地保全の指定区域等」を参照のこと。

なお、当該区域は、事業区域・周辺区域双方に明示すること（保安林、地すべり防止区域、道路、農地、墓地等）。

４　事業計画概要説明書(法施行細則第２条第３項第１号)

別記第１号様式

事　業　計　画　概　要　説　明　書

<table>
<tr><td>事業計画の基本方針</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業区域等の面積</td><td rowspan="3">面　積</td><td>事業区域</td><td>C</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>事業区域内の森林</td><td>A</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>開発区域</td><td>A３＋A４＋A５</td><td>ha</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業区域内の森林の内容</td><td rowspan="4">面　積</td><td rowspan="2">残置森林</td><td>A１＋A２</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>A１</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>造成森林</td><td>A３</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>造成緑地</td><td>A４</td><td>ha</td></tr>
<tr><td colspan="4">残置森林率　　．　％　　森林率　　．　％</td></tr>
<tr><td>施設計画</td><td colspan="4">ゴルフ場：ホール数　　H　・　コースの総延長　　m
住宅・別荘：戸数　　戸　・　人口　　人
１区画当たりの面積　　㎡／戸
砂利・岩石・土採取：採掘量　　㎥
建設発生土埋立て：埋立量　　㎥
その他：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業区域の地形・地質・森林の現況</td><td>地況</td><td colspan="3">標　高：　　m　～　　m　　地質時代：
平均傾斜度：　　度　　基岩名：
地形の特徴：　　土壌名：</td></tr>
<tr><td>林況</td><td>針葉樹：　　ha（　　%）
広葉樹：　　ha（　　%）
無立木地等：　　ha（　　%）
合計（事業区域内の森林）　　ha（　　%）
うち15年生以下の若齢林　　ha（　　%）</td><td>特記すべき森林の内容</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>周辺地域における
・住宅
・農地
・道路
・その他の施設の状況</td><td colspan="5">住宅：　戸　(隣接距離　m)
公共施設名：　(隣接距離　m)
地下水使用住宅：　戸　(隣接距離　m)
取水施設名：　(隣接距離　m)
水源依存農地：　ha　(隣接距離　m)
道路名（国道、県道、市町村道等）：
（接続道路　幅員　m）
雨水排水に係る下流の河川名・水路施設：
その他：</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業区域内の用地買収等の状況</td><td></td><td colspan="2">筆数</td><td colspan="2">面積</td></tr>
<tr><td></td><td>全体</td><td>森林</td><td>全体</td><td>森林</td></tr>
<tr><td>自己所有</td><td>筆</td><td>筆</td><td>ha</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>賃借権等</td><td>筆</td><td>筆</td><td>ha</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>未買収・未契約</td><td>筆</td><td>筆</td><td>ha</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>計</td><td>筆</td><td>筆</td><td>ha</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>開発行為により影響を受ける者の同意等</td><td colspan="5">著しく開発行為の影響を受ける者（水利組合、土地改良区等）の名称及びその者の同意又はその者との協議の有無</td></tr>
<tr><td>工区・区分等の内容</td><td colspan="5">工区名・団地・目的区分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事施工者</td><td>住所
氏名（名称）</td><td colspan="4">（電話番号　）</td></tr>
<tr><td>（代表者氏名）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">現場責任者</td><td>住所</td><td colspan="4">（電話番号　）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>他法令等の許認可の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

設　計　方　針　及　び　防　災　計　画		
工　　法	切土	盛土
のり面のこう配等	切土：　　°　　′（1：　　）　最大切土高：　　m	
	盛土：　　°　　′（1：　　）　最大盛土高：　　m	
小段の設置	切土：直高　　m以内ごとに幅　　mの小段を設置	
	盛土：直高　　m以内ごとに幅　　mの小段を設置	
のり面保護等	1　のり面排水施設の設置 規　格：　　設置位置： 2　のり面保護工 工　法： 人工材料の場合には、その種類： 施工時期：	
構造物の設置	1　設置箇所： 2　構　造：	
土　工　量	1　切土量：　　m^3　盛土量：　　m^3 （残土量：　　m^3　残土処理方法：　　） 2　土量計算の方法	
仮設の防災施設等	1　流出土砂量の算定：　　m^3／ha／年 2　防災施設 工　種： 数　量： 設置箇所：	
雨水排水施設等	1　雨水流出量 算定式：　　流出係数： 2　設計降雨強度式：　　到達時間： （　　年確率降雨） 3　排水量 算定式：　　粗度係数： 4　設置箇所： 5　流末処理方法：	

調　節　池	1　下流許容放流量： 2　設計雨量強度式：　　流出係数： （　　年確率降雨）　　到達時間： 3　集　水　面　積：　　ha 4　調　節　容　量：　　㎥　　堆砂量：　　㎥ 5　農 業 用 水 量：　　㎥　　その他：　　㎥ 6　調節池箇所数： 7　余水吐流下能力： 8　構 造 の 概 要：
浸　透　池	1　設 計 雨 量 強 度 式： （　　年確率降雨） 2　土壌の飽和浸透係数：　　m／hr 3　設　計　浸　透　量：　　㎥／hr 4　設 計 浸 透 強 度：　　㎜／hr 5　浸 透 池 箇 所 数： 6　浸 透 池 の 構 造：容量　　㎥　底面積　　㎡ 深さ　　m
沈　殿　池	1　処　理　水　量：　　㎥／hr 2　沈殿池箇所数： 3　沈殿池の構造：長さ　　m　幅　　m 深さ　　m
事業区域内に計画する森林等の内容	1　事業区域内（周辺部、ホール間、団地間等）の残置森林幅：　　m 2　事業区域内（周辺部、ホール間、団地間等）の森林幅：　　m 3　表土 確保場所： 復元方法： 4　造成森林の計画内容 植栽時樹高：　　m 植 栽 密 度：　　本／ha 樹　　種: 植 栽 方 法： 5　造成緑地の計画内容
残置森林等の保全管理	1　協定等の名称と根拠規定等 2　残置森林等の保全管理計画書

注　事業区域等の面積、事業区域内の森林の内容及び事業区域内の用地買収等の状況欄の各面積については、土地利用計画明細書に記載した面積を記載すること。

(別記第１号様式)

記載方法

①　「事業計画の基本方針」について

ア　計画に当たっての基本的な考え方、地元住民や地域の産業に与える影響、市町村の意向等を記載すること。

②　「事業区域等の面積」、「事業区域内の森林の内容」について

ア　事業区域内の土地の定義（Ａ１、Ａ２、Ｂ、Ｃ等）は、「８　林地開発許可制度で使われる用語の意味」（Ｐ２２）を参照すること。

イ　面積は、実測として単位はヘクタールとし、小数第４位まで記載すること。

ウ　「残置森林率」及び「森林率」について、単位はパーセントとし、少数第１位（小数第２位を切り捨て）まで記載すること。

③　「施設計画」について

ア　主要な施設の名称及び数量を記載すること。

④　「事業区域内の用地買収等の状況」について

ア　筆数及び面積の「全体」には、事業区域の全ての筆数及び面積を記載し、「森林」には、事業区域内の森林の筆数と面積を記載すること

⑤　「他法令等の許認可の状況」について

ア　関係する法令について、「該当無し」、「許可済」、「申請済」等を記載すること。

(他法令の例)

採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、市町村が制定した残土条例、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例、市町村が制定した水源の保護条例、都市計画法、宅地開発事業の基準に関する条例、宅地造成及び特定盛土等規制法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例、農地法、道路法、千葉県公有財産管理規則、千葉県環境影響評価条例、千葉県環境保全条例、自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法

⑥　「土工量」について

ア　残土量は、（残土量）＝（切土量）－（盛土量）

５　土地利用計画（変更）明細書（法施行細則第２条第３項第２号）

別記第２号様式

土 地 利 用 計 画 明 細 書

土地の現況			土地利用計画内訳 (ha)								
区分	面積 (ha)	比率 (%)	残置森林 (15年生超)	残置森林 (15年生以下)	造成森林	造成緑地	その他の土地				備考
事業区域内の森林	A		A１	A２	A３	A４	A５	A５	A５	A５	
農地	B				B３	B４	B５	B５	B５	B５	
宅地	B				B３	B４	B５	B５	B５	B５	
その他	B				B３	B４	B５	B５	B５	B５	
事業区域	C＝(A＋B)		C１	C２	C３	C４	C５	C５	C５	C５	
森林率	（開発行為の目的）		（A１＋A２＋・・・・）÷A×100＝　．　%								
残置森林率			A１÷A×100＝　．　%								

注

1　事業区域内の森林は、森林法第5条に規定する地域森林計画により確認すること。

2　Aの土地利用計画の内訳をA１～A５欄に、またBの土地利用計画の内訳をB３～B５欄に記載すること。また、面積は実測とし、ヘクタール単位で小数点以下第５位を切り捨てて記載すること。

3　残置森林は、A１欄（15年生を超える森林）とA２欄（15年生以下の若齢林の森林）に区分して記載すること。ただし、残置森林率の基準の適用を受けない開発行為の目的の場合にあっては区分を要しないものとし、A１欄に総面積を記載すること。

4　森林率及び残置森林率は、小数点以下第２位を切り捨てて記載すること。森林率を求める際の計算式の分子は、別荘、ゴルフ場、宿泊施設、レジャー施設、工場及び事業場の場合にあってはA１＋A２＋A３とし、住宅団地の場合にあってはA１＋A２＋C３＋C４とし、砂利・岩石・土採取及び建設発生土埋立ての場合にあってはA１＋A２＋A３＋A４とし、開発行為の目的の態様や周辺における土地利用の実態から判断してやむを得ないと認める場合にあってはA１＋A２＋C３として、それぞれの数字を算定した結果を記載すること。残置森林率は、開発行為の目的が別荘、ゴルフ場、宿泊施設及びレジャー施設である場合のみ記載すること。

5　事業区域については、①工区による区分、②団地による区分（1箇所当たりの開発面積は、レジャー施設の場合にあっては5ha以下、工場、事業場及び住宅団地の場合にあっては20ha以下とする。）、③複合開発における目的別の区分（適用基準の異なる開発行為の目的別の区域）をして、計画する場合は、事業区域全体の土地利用計画明細書並びにその内訳として各工区、各団地及び各目的別の土地利用計画明細書を作成すること。

6　一時転用の場合は、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成すること。

(別記第２号様式)

記載方法

① 「土地の現況」について

ア 「事業区域内の森林」は、県ホームページ「ちば情報マップ」の森林計画図により確認してください。

イ 「農地」及び「宅地」は現況主義であり、地目の田・畑・宅地とは、必ずしも一致しないことがあります。また、「宅地」には事業場用地が含まれます。

ウ 「その他」は、墓地、水路、池、道路等、事業区域内の森林、農地、宅地以外の全ての土地のことを言います。

② 「土地利用計画内訳」について

ア 事業区域内の土地の定義（Ａ１、Ａ２、Ｂ、Ｃ等）は、「林地開発許可制度で使われる用語の意味」（Ｐ２２）を参照すること。

イ 面積は実測とし、ヘクタール単位で小数第４位まで記載すること。

ウ 「残置森林」の面積は、A1（現況が 15 年生を超える森林）とA2（現況が 15 年生以下の若齢林の森林）に区分すること。

ただし､残置森林率の基準の適用を受けない開発目的にあっては区分を要しない。（A1 の欄に総面積を記載する。）

エ 「その他の土地」とは、森林又は農地等で土地利用計画上、土地を形質変更した後に植生回復を行わない土地のことである。「その他の土地」の空白欄には、用途別に土地を区分して記載すること。

・住宅団地造成の場合は、住宅用地、調節池、公益用地、道路その他に区分すること。

・砂利、岩石、土採取等の場合は、採取地、調節池（浸透池）、プラント用地、管理棟用地及びその他に区分すること。

③ 「森林率（住宅団地の場合は緑地率）」、「残置森林率」について

単位はパーセント、小数第１位（小数第２位を切り捨て）まで記載すること。

「森林率」又は「残置森林率」を求めるときの分子は、「林地開発許可制度で使われる用語の意味」の（３）残置森林率、（４）森林率（Ｐ２３）を参照してください。

なお、「残置森林率」は、開発行為の目的が、別荘地の造成、ゴルフ場の造成、宿泊施設､レジャー施設の設置及び太陽光発電設備の設置の場合だけ記入すること。

④ 「事業区域」について

「工区区分」､「複合開発による目的別区分（適用基準の異なる開発目的別の区域）」を計画する場合は、事業区域全体の土地利用計画明細書を「全体区域」として、更にその内訳として各工区・各目的別の土地利用計画明細書を添付すること。

留意事項

① 砂利、岩石、土採取、残土埋立てなど、申請に係る林地開発行為の目的が一時転用の場合の土地利用計画明細書については、施工中と施工後をそれぞれ別葉とすること。

② 変更計画の場合は、変更部分について、現行と変更後の二段書きとし、変更後を上段朱書とすること。

６　土地利用計画平面図（法施行細則第２条第３項第３号）

明示事項

① 事業区域及び工区区分
② 開発行為に係る森林の土地の区域
　ア 造成森林（土地利用計画明細書Ａ３）
　イ 造成緑地（土地利用計画明細書Ａ４）
　ウ その他の土地（土地利用計画明細書Ａ５）
③ 残置森林の区域（土地利用計画明細書Ａ１・Ａ２）
④ 上記②のア及びイ以外の造成森林（土地利用計画明細書Ｂ３）、造成緑地（土地利用計画明細書Ｂ４）、その他の土地（土地利用計画明細書Ｂ５）
⑤ 施設又は工作物の位置及び形状（計画高、用途等含む）
⑥ 斜面の傾斜方向、小段位置その他土地利用に関する計画等
⑦ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
② 実測図とすること（等高線が鮮明に判読できるもの）。
③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から５０ｍの範囲とします。
④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
⑤ 図面に表示するときは、次により淡色に塗り分けること。
　Ａ１…緑色
　Ａ２…橙色
　Ａ３…黄緑色
　Ａ４…黄色
　Ｂ３…黄緑色＋黒ドット
　Ｂ４…黄色＋黒ドット
　Ａ５・Ｂ５…区分ごとに着色すること（色指定なし、Ｂ５は黒ドットとすること）。
　ただし、残置森林率の適用がない開発行為は、Ａ１・Ａ２の区分を要しない。
⑥ 一時転用の場合は、施工中と施工後における計画平面図を別葉として作成すること。
⑦ 施工後の計画平面図においては、土地を形質変更した区域の施行前の土地の形状（等高線等）を表示しないこと。

7　森林調書（法施行細則第２条第３項第４号）

別記第３号様式

森 林 調 書

No.

番号	森林の所在場所				土地利用計画内訳（ha）										Ａ１＋Ａ２＋Ａ３＋Ａ４＋Ａ５ 計
	市町村	大字	字	地番	Ａ１ 残置森林（１５年生超）	Ａ２ 残置森林（15年生以下）	Ａ３ 造成森林	Ａ４ 造成緑地	Ａ５ その他の土地利用						
					ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計															

番号	Ａ１　残置森林（15年生超）				Ａ２　残置森林（15年生以下）				Ａ３＋Ａ４＋Ａ５　伐採					Ａ３　造成森林			Ａ４ 造成緑地
	林種	樹種名	樹高	本数	林種	樹種名	樹高	本数	林種	伐採方法	樹種名	樹高	本数	樹種名	樹高	本数	
計																	

注

１　残置森林は、Ａ１欄（15年生を超える森林）とＡ２欄（15年生以下の若齢林の森林）に区分して記載すること。ただし、残置森林率の基準の適用を受けない開発行為の目的の場合にあっては区分を要しないこととし、Ａ１欄に総面積を記載すること。

２　事業区域について、①工区による区分、②団地による区分（1箇所当たりの開発面積は、レジャー施設の場合にあっては5ha以下、工場、事業場及び住宅団地の場合は20ha以下とする。）、③複合開発による目的別の区分（適用基準の異なる開発行為の目的別の区域）をして、計画する場合は、事業区域全体の森林調書並びにその内訳として各工区、各団地及び各目的別の森林調書を作成すること。

３　一時転用の場合は、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成すること。

（別記第３号様式）

記載方法

①「（Ａ１）残置森林、（Ａ２）残置森林」について

ア　林種は、次の林種名又はコードを用いて記載すること。

	林　　種	コ ー ド
立木地	人　工　林	J
	天　然　林	T
	竹　　林	B
無立木地	伐採跡地	A
	未立木地	M
	更新困難地	K

イ　樹種名は、次の樹種名又はコードを用いて記載すること。

樹 種 名	コード	樹 種 名	コード
ス　　ギ	０１	その他針葉樹	１７
ヒ ノ キ	０２	ク ヌ ギ	２４
サ ワ ラ	０３	その他広葉樹	３８
アカマツ	０４	竹	４０
クロマツ	０５		

（無立木地の場合は、樹種名欄に横線「－」を引くこと。）

ウ　樹高は、次の数字又はコードを用いて記載すること。

樹　　高	コード
５m未満	①
５m以上１０m未満	②
10m以上	③

（無立木地の場合は、樹高欄に横線「－」を引くこと。）

エ　樹種名、樹高及び本数は、地番ごとに記載することを原則とします。これが困難な場合は、計画植生図にブロック別に分けて記載すること。

②　「（A3＋A4＋A5）伐採」について

ア　林種は、①のアに準ずること。

イ　伐採方法は、次の伐採方法名又はコードを用いて記載すること。

伐 採 方 法	コード
皆　伐	K
択　伐	T
その他	O

ウ　樹種名及び樹高は、①のイ及びウに準ずること。

③　「（Ａ３）造成森林」について

ア　樹種名は、個別の樹種を記載すること。

イ　樹高は、実際の樹高又はコードを用いて記載すること。

植栽時樹高	コード
１m未満	１００
１m以上２m未満	１０１
２m以上３m未満	１０２
３m以上４m未満	１０３
４m以上５m未満	１０４
５m以上７m未満	１０５
７m以上	１０７

④　「（Ａ４）造成緑地」について

ア　次の緑地名又はコードを用いて記載すること。

緑　地　名	コード
公園・緑地、広場	K
隣棟間緑地、コモン・ガーデン	R
緑地帯、緑道	M
法面緑地	N
芝生（平坦地）	S
その他上記に類するもの	T

留意事項

①　森林調書には、事業区域内の森林の全てを記載すること。

②　残置森林率の基準の適用を受けない開発目的にあっては、Ａ１・Ａ２の区分は必要ありません。（Ａ１欄に総面積等を記載すること。）

③　砂利、岩石、土採取、残土埋立て等施工後に森林に戻す場合（一時転用）は、施工中と施工後の森林調書を別葉にして作成すること。

ただし、施工中は「造成森林」「造成緑地」、施工後は「伐採」の記載は不要です。

④　事業区域について

工区区分、又は複合開発による目的別区分（適用基準の異なる開発目的別の区域）を計画する場合は、土地利用計画明細書と同様に、事業区域全体の森林調書を「全体区域」として、更にその内訳として各工区・各目的別の森林調書を添付すること。

⑤　調書が２葉以上になる場合は、各葉に小計の欄を最終葉に計の欄を設けること。

8　求積図（法施行細則第２条第３項第５号）

明示事項

① 事業区域及び工区区分
② 事業区域内の土地の地積、地番及び筆界
③ 事業区域に隣接する土地の地積、地番及び筆界のうち必要なもの
④ 残置森林、造成森林、造成緑地、その他の土地の区域及び地積（例：Ａ１、Ｂ１）
⑤ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
② 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
③ 上記明示事項の④は、「６　土地利用計画平面図」の留意事項　⑤（Ｐ４３）に準じて淡色に塗り分けること。
④ なお、残置森林率の基準の適用を受けない開発目的にあっては、Ａ１・Ａ２の区分を要しない。（Ａ１として表記する。）
⑤ 一時転用の場合は、施工中と施工後における求積図を別様として作成すること。

9　防災施設等計画平面図（法施行細則第２条第３項第６号）

明示事項

① 事業区域及び工区区分
② 防災施設及びその他施設（道路、建築物等）の位置、用途及び形状
③ 計画縦横断図と照合できるよう縦横断の位置
④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名
⑤ 仮設防災施設等の位置、用途及び形状等

留意事項

① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
② 実測図とすること。
③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から５０ｍの範囲とします。
④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
⑤ 標高差５メートル以内の等高線を示すこと。
⑥ 防災施設等とは、擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池のことをいう。
⑦ 法面、防災施設等には、計画断面図や防災施設等の設計図と照合できるように番号を付すこと。
⑧ 防災施設等と仮設防災施設等の記載が煩雑になる場合は、別葉として作成すること。

１０　切土盛土計画平面図（法施行細則第２条第３項第７号）

明示事項

① 事業区域及び工区区分
② 施設用地の形状、計画高及び施設の形状、用途等
③ 斜面の傾斜方向、小段位置等
④ 計画縦横断図と照合できるよう縦横断の位置
⑤ 切土又は盛土の形態別の施工に係る区域、土量、工法並びに土の運搬方向
⑥ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
② 実測図とすること（等高線が鮮明に判読できるもの）。
③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から５０ｍの範囲とします。
④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
⑤ 切土部分は黄色、盛土部分は赤色に塗り分けること。
⑥ 事業区域が１０ヘクタール未満の場合は、土の運搬方向を示す必要はない。

１１　計画縦横断図（法施行細則第２条第３項第８号）

明示事項

① 切土又は盛土をする前後の土地の形状、寸法、高さ、勾配及び土質
② 施工前の地盤線及び土質
③ 事業区域及び残置森林の境界
④ 法面保護の方法
⑤ 防災施設とその他施設の位置及び形状（地下埋設部分を含む。）
⑥ 縮尺、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 縮尺は、任意とします。
② 実測図とすること。
③ 切土、盛土のそれぞれの箇所ごとに適切な配置で断面図を作成すること。
　また、法面又は法面に近接して防災施設及びその他施設を設置する場合は、必ず断面図を作成すること。
④ 計画断面図には、防災施設等の計画平面図及び設計図と照合できるように番号を付すこと。
⑤ 切土部分は黄色、盛土部分は赤色に塗り分けること。
⑥ 必要に応じて土質調査報告書を別途作成すること。

１２　土量計算書（法施行細則第２条第３項第９号）

明示事項

① 計算式

留意事項

① 単位は、原則千㎥とすること（実態に応じて㎥でも可）。

１３　流域現況図（法施行細則第２条第３項第１０号）

明示事項

① 事業区域及び工区区分
② 流域の地形及び土地利用の実態
③ 事業区域から海に至るまでの河川等の状況、名称及び管理者名
④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 縮尺は任意とする。
② 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。

１４　排水施設計画平面図（法施行細則第２条第３項第１１号）

明示事項

① 事業区域及び工区区分
② 排水施設ごとの集水区域の境界及び面積
③ 排水施設（排水路、調節池、えん堤等）の位置、種類、形状、材質、規格（内のり寸法）、勾配、水の流水方向、放流口の位置及び放流先の名称（区域外排水も含め、その接続状況）
④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名
⑤ 仮設排水施設の位置、種類、形状、材質等

留意事項

① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
② 実測図とすること。
③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から５０ｍの範囲とします。
④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
⑤ 標高差５メートル以内の等高線を示すこと。
⑥ 排水区域については、可能な限り区域外も明示すること。
⑦ 各集水区域を淡色に塗り分けること。
⑧ 防災施設等設計図と照合できるように番号を付すこと。
⑨ 事業区域が１０ヘクタール未満の場合は、「防災施設等計画平面図」と共通（１枚の図面）にすることができます。
⑩ 材料等については、「防災施設等設計図」に記載する場合は、省略できます。
⑪ 防災施設等と仮設防災施設等の記載が煩雑になる場合は、別葉として作成すること。

１５　防災施設等設計図（法施行細則第２条第３項第１２号）

明示事項

① 施設の規格、寸法、勾配、材料及び名称
② 施設等の設置箇所に係る地盤線及び土質
③ 滞水及び堆砂に係る区域の範囲
④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名
⑤ 仮設防災施設等の規格、寸法、勾配、材料及び名称等

留意事項

① 縮尺は、任意とします。
② 構造図については、原則として平面、断面、正面の各図を作成すること。
③ 防災施設等とは、擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池のことをいう。
④ 放流される既設の水路、河川、池等の概略構造図を添付すること。
⑤ 鉄筋コンクリート構造物については、配筋図を作成すること。
⑥ 防災施設等平面図、排水施設計画平面図及び計画縦横断図と照合できるように番号を付すこと。
⑦ 必要に応じて土質調査報告書を別途作成すること。

１６　防災施設等設計根拠資料（法施行細則第２条第３項第１３号）

明示事項

① 防災施設等の構造及び規格に係る計算書
② 擁壁、えん堤及び盛土に係る安定計算書
③ 排水路及び導水路に係る流量計算書
④ えん堤及び調節池に係る洪水調節容量計算書
⑤ その他の防災施設等（仮設の防災施設等を設置する場合にあっては、当該仮設の防災施設等を含む。）の設計の根拠となった基礎資料（浸透池及び沈殿池の計算書等）

留意事項

① 住宅、道路、公共施設等に近接する法面及び擁壁については、原則として安定計算をすること。
② 国土交通省制定の「土木構造物標準設計」、林業土木コンサルタント刊行の「林業土木構造物標準設計」及び（社）全国防災協会刊行の「災害復旧工事の設計要領」に定めるよう壁等については、原則として安定計算等を必要としない。
　ただし、図面上にその旨記載すること。
③ 計算基礎資料には、防災施設等設計図と照合できるように番号を付すこと。
④ 審査基準第２章第２－６－(1)－アー(ｳ)－ｂの排水施設の計画に用いる設計雨量強度の基準の具体的な適用については（参考３）によること。

１７　緑化計画書（法施行細則第２条第３項第１４号）

別記第４号様式

緑　化　計　画　書

１．林地開発行為の概要

申請者（事業者）	住　　所	
	氏　　名	
開発行為の目的		
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		ha
造成森林の面積		ha
造成緑地の面積		ha

２．事前の調査結果

地　形	（概略・微地形）			
気　象	（霜柱の発生程度）			回／年
生育基盤	表土の状況（造成前）	厚さ：（平均）　cm cm～　cm	土壌：（平均）　mm 硬度　mm～　mm	水素：（平均）pH イオン　pH　～pH 指数
		透水性：　良・不良	養分の状況：　多・普通・少	
		表土活用の検討	活用の有無：有（約　m³）・無	
			活用の方法：	
	斜面の状況（切土）	勾配： 度～　度	斜面長： m～　m	土壌：（平均）　mm 硬度　mm～　mm
		土質：	方　向：	斜面積：　m²
	斜面の状況（盛土材料）	勾配： 度～　度	斜面長： m～　m	水素：（平均）pH イオン　pH　～pH 指数
		土質：	有害物質の有無：有　無 （電気伝導度：　ms/cm）	斜面積：　m²
植　物	周辺植物の種類・群落特性			
	周辺施工地の生育状況			
動　物	鳥獣害・病虫害			
土地利用状況				
法規制の有無				
景観の保全性				
土地所有者の要望				

３．緑化計画（１）

<table>
<tr><td>地区</td><td colspan="5">造成森林（0～35度未満）</td></tr>
<tr><td rowspan="11"></td><td colspan="2">目標タイプ：</td><td rowspan="2">導入植物</td><td colspan="2">主林木：　　（樹高(成木時)　　m）
　　（樹高(成木時)　　m）</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の勾配：平坦・　　度
(切・盛)</td><td colspan="2">肥料木：</td></tr>
<tr><td colspan="5">有効土層厚（計画）：上層　　cm　下層　　cm　（排水層　　cm）</td></tr>
<tr><td>生育基盤（客　土）の造成（改善方法）</td><td colspan="4">客土材の確保：
施 工 方 法：
土 壌 改 良：
ｐ Ｈ 調 整：
排水性の改良：
そ　の　他：</td></tr>
<tr><td>表土の浸食防止策</td><td colspan="4">有（　　）　・　無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基盤整備後の調査結果</td><td>有　効：(上層)　cm
土層厚　(下層)　cm</td><td>土壌：(平均)　mm
硬度　　mm～　　mm</td><td colspan="2">水素：(平均) pH
イオン　pH　　～pH
指数</td></tr>
<tr><td>透水性：良・不良</td><td>排水性：良好・やや不良・不良</td><td colspan="2">養分の状況：多・普通・少</td></tr>
<tr><td rowspan="2">植　　栽</td><td colspan="2">時期：　　月</td><td colspan="2">本数：　　本／ha</td></tr>
<tr><td colspan="4">植栽方法：</td></tr>
<tr><td rowspan="4">緑化植物の管理</td><td colspan="4">管理者：</td></tr>
<tr><td colspan="4">協定・保全管理計画書等：</td></tr>
<tr><td colspan="4">鳥獣害・病虫害対策：</td></tr>
<tr><td colspan="4">作業種類（実施時期・回数）
・追　　肥：
・補　　植：
・下　　刈　　り：
・つ　る　切　り：
・除　　伐：
・その他（　　）：</td></tr>
</table>

３．緑化計画（２）

地区	造成森林及び造成緑地（35～45度未満）			
	目標タイプ：		導入植物	主な樹種：　（樹高(成木時)　m） （樹高(成木時)　m）
	斜面の勾配：　度			主な草本：
	斜面の高さ：（最大）　m		小段の有無：有（幅　m）・無	
	播種工の種類		小段植栽のための緑化基礎工の種類	
	基盤整備後の調査結果	土質：	勾配：　度	土壌：（平均）　mm 硬度　mm～　mm
		乾燥状況：　乾燥・普通・湿潤	凍結状況：　有（年　回）・無	
	播種及び小段植栽	時期：(播種)　月・(植栽)　月	植栽本数：　本／m	
		植栽方法：		
	緑化植物の管理	管理者：		
		協定・保全管理計画書等：		
		鳥獣害・病虫害対策：		
		作業種類（時期・回数） ・追　肥： ・補　植： ・下　刈　り： ・除　伐： ・つ　る　切　り： ・その他（　）：		

３．緑化計画（３）

地区	造成緑地（45度以上）			
	目標タイプ：		導入植物	主な草本：
	斜面の勾配：　度			つる植物類：
	斜面の高さ：（最大）　m		小段の有無：有（幅　m）・無	
	播種工の種類		小段植栽のための緑化基礎工の種類	
	基盤整備後の調査結果	土質：	勾配：　度	土壌：(平均)　mm 硬度　mm～　mm
		乾燥状況：　乾燥・普通・湿潤	凍結状況：　有（年　回）・無	
	播種及び小段植栽	時期：(播種)　月・(植栽)　月	植栽本数：　本／m	
		植栽方法：		
	緑化植物の管理	管理者：		
		協定・保全管理計画書等：		
		鳥獣害・病虫害対策：		
		作業種類（時期・回数） ・追　肥： ・補　植： ・その他（　）：		

(別記第４号様式)

記載方法

① ３．緑化計画（１）～（３）について

・「地区」については、地形の勾配の区分（平坦から３５度未満、３５度から４５度未満、４５度以上）ごとに、目標タイプ、導入植物、播種工の種類、緑化基礎工の種類等緑化の内容が異なれば、別の地区（ブロック）とし地区ごとに作成し、地区が識別できる番号を付ける。

・「基盤整備後の調査結果」は、当初申請時は空欄とし、事業着手後、条例第８条第３項による「林地開発行為施行状況（植栽関係）届」提出時までに、「植栽基盤整備後の調査を実施し、その結果を記入すること。

・事業区域内に計画する森林等が全て残置森林の場合は省略。

② 変更箇所は２段書きとし、上段に変更後の内容を赤書きすること。

留意事項

① 緑化計画書は、「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」に基づき体系的に作成すること。

② 事業区域内に計画する森林等が全て残置森林の場合も作成すること。ただし、「３．緑化計画(1)~(3)」の提出は不要。

③ 裸地化又は疎林化している「残置森林」について、補植等を行う箇所については、造成森林に準じて「３．緑化計画」を作成すること。

④ 緑化計画書の記載例は、以下（Ｐ５５～Ｐ５９）のとおり。

別記第４号様式

緑 化 計 画 書 （記載例）

１．林地開発行為の概要

申請者（事業者）	住　所	*千葉市中央区市場町１－１*
	氏　名	*株式会社　もりはやし　代表取締役　森野　はやし*
開発行為の目的		*残土埋立*
開発行為に係る森林の所在場所		*○○市○○字○○　○番　ほか○筆*
開発行為に係る森林の土地の面積		*○．○○○○*ha
造成森林の面積		*○．○○○○*ha
造成緑地の面積		*○．○○○○*ha

２．事前の調査結果

地形	（概略・微地形） *計画地は第四系○○統△△亜層群に属する標高80～120mの丘陵地で、南西方向に開いた凹地形を呈している。斜面の勾配は概ね20°～35°で、計画地周辺に顕著な崩壊跡地は見られない。*			
気象	（霜柱の発生程度）			１０回程度／年
生育基盤	表土の状況（造成前）	厚さ：（平均）*80* ㎝ *40* ㎝ ～ *120* ㎝	土壌：（平均）*12* ㎜ 硬度　*8* ㎜～ *15* ㎜	水素：（平均）pH *6.0* イオン　pH *5.5* ～pH *6.2* 指数
		透水性：（良）・不良	養分の状況：　多・（普通）・少	
		表土活用の検討	活用の有無：（有）（約　*4,000* ㎥）・無	
			活用の方法：*埋立て後に平坦部の客土として使用する。*	
	斜面の状況（切土）	勾配： ~~度~~　４５度	斜面長： ７m～１４ m	土壌：（平均）　*23* ㎜ 硬度：　*21*㎜ ～ *25*㎜
		土質：*砂質土*	方　向：*東～西*	斜面積：　*14,000* ㎡
	斜面の状況（盛土材料）	勾配： ~~度~~　２９度	斜面長： ６０m～　８０m	水素：（平均）pH *8.0* イオン　pH *7.0* ～pH *8.3* 指数
		土質：*粘性土*	有害物質の有無：（有）無 （電気伝導度：*0.2* ㎳/㎝）	斜面積：　*57,000* ㎡
植物	周辺植物の種類・群落特性	*計画地周辺は主にコナラ群落である。谷部にはスギ又はヒノキが植栽されているが、放置され一部竹林化している。*		
	周辺施工地の生育状況	*周辺の盛土施工地においては、スギ又はヒノキが植栽されており、一部の過湿地を除き、生育は良好である。*		
動物	鳥獣害・病虫害	*ニホンジカによりヒノキ苗木の食害が発生している。*		
土地利用状況		*計画地周辺は、森林と農地である。計画地の大部分は森林であり、谷津には田があるが、現在は耕作放棄地となっている。*		
法規制の有無		*特に無し*		
景観の保全性		*計画地は谷部であり、周囲からの展望性はない。*		
土地所有者の要望		*土地所有者は、有用木の植栽を希望している。*		

３．緑化計画（１）　　※平地に植栽する場合の記載例

<table>
<tr><td>地区</td><td colspan="4">造成森林（0～35度未満）</td></tr>
<tr><td rowspan="11">Ｍ１</td><td>目標タイプ：高木型（木材生産型）</td><td rowspan="2">導入植物</td><td colspan="2">主林木：スギ　（樹高(成木時)　３０m）
　　ヒノキ（樹高(成木時)　３０m）</td></tr>
<tr><td>土地の勾配：(平坦)・　　度（切・(盛)</td><td>肥料木：なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">有効土層厚（計画）：上層　　６０ cm　　下層　　４０ cm　　（排水層　　cm）</td></tr>
<tr><td>生育基盤（客　土）の　造　成（改善方法）</td><td colspan="3">客土材の確保：埋立てを行う前に表土をストックしておく。
施 工 方 法：埋立て完了後にストックしておいた表土を、バックホウ等により固結しないよう１ｍの厚さに敷き均す。
土 壌 改 良：上層６０cm分については、バーク堆肥を土壌容量の約２割混入し、トラクターにより耕転する。
ｐ Ｈ 調 整：特に行なわない。
排水性の改良：盛土内に暗渠排水管を設置する。
そ　の　他：</td></tr>
<tr><td>表土の浸食防　止　策</td><td colspan="3">有（　　）　・(無)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基盤整備後の調査結果</td><td>有　効：(上層)　６０cm
土層厚　(下層)　５０cm</td><td>土壌：（平均）　１８ mm
硬度　１５ mm～２２ mm</td><td>水素：（平均）pH8.0
イオン　pH 7.0 ～pH 8.3
指数</td></tr>
<tr><td colspan="3">透水性：(良)・不良　　排水性：(良好)・やや不良・不良　　養分の状況：多・(普通)・少</td></tr>
<tr><td rowspan="2">植　　栽</td><td colspan="2">時期：　　３～４　月</td><td>本数：　２，５００本／ha（H=30 cm）</td></tr>
<tr><td colspan="3">植栽方法：オーガーにより直径30ｃｍ深さ30ｃｍの植え穴を掘り、苗木を植栽する。埋戻しを行なう土砂には肥料を１本当たり50ｇ混入する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">緑化植物の管　　理</td><td colspan="3">管理者：土地所有者</td></tr>
<tr><td colspan="3">協定・保全管理計画書等：残置森林等保全管理計画書を提出</td></tr>
<tr><td colspan="3">鳥獣害・病虫害対策：苗木の食害を防ぐため、防護ネットを区域外周に設置する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">作業種類（実施時期・回数）
・追　　肥：必要に応じ行なう。
・補　　植：必要に応じ行なう。
・下　　刈　　り：植栽後５年間は年１回行なう。なお、植栽後２年間は必要に応じ年２回行なう。
・つ　る　切　り：行なわない。
・除　　伐：行なわない。
・その他（　　）：</td></tr>
</table>

３．緑化計画（１）　　※盛土法面に植栽する場合の記載例

<table>
<tr><td>地区</td><td colspan="4">造成森林（0～35度未満）</td></tr>
<tr><td rowspan="11">Ｍ２</td><td>目標タイプ：高木型（木材生産型）</td><td rowspan="2">導入植物</td><td colspan="2">主林木：コナラ　（樹高(成木時)　１５m）
クヌギ　（樹高(成木時)　１５m）</td></tr>
<tr><td>土地の勾配：平坦・　　２９度（切・(盛)</td><td>肥料木：ヤマハギ</td></tr>
<tr><td colspan="4">有効土層厚（計画）：上層　３０cm　　下層　－　　cm　　(排水層　　cm)</td></tr>
<tr><td>生育基盤（客　土）の　造　成（改善方法）</td><td colspan="3">客土材の確保：埋立てを行う前に表土をストックしておく。
施 工 方 法：斜面に２m間隔で、直径30ｃm深さ30ｃmの植え穴を掘り、苗木を植栽後、表土を使用して埋め戻す。
土 壌 改 良：表土にバーク堆肥を２ｋｇ／本混入し、埋め戻す。
ｐ Ｈ 調 整：特に行なわない。
排水性の改良：盛土内に暗渠排水管を設置する。
そ　の　他：</td></tr>
<tr><td>表土の浸食防　止　策</td><td colspan="3">(有)（種子散布工を施工し、表面流下水による侵食を防止する。　）　・無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">基盤整備後の調査結果</td><td>有　効：(上層)　３０cm
土層厚　(下層)　　cm</td><td>土壌：平均)　１８ ㎜
硬度　１５ ㎜～２２ ㎜</td><td>水素：(平均) pH8.0
イオン　pH 7.0 ～pH 8.3
指数</td></tr>
<tr><td colspan="3">透水性：(良)・不良　　排水性：(良好)・やや不良・不良　　養分の状況：多・(普通)・少</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">植　　栽</td><td colspan="2">時期：　　３～４　月</td><td>本数：　２，５００本／ｈａ　(H=30cm)</td></tr>
<tr><td colspan="3">植栽方法：オーガーにより直径30ｃm深さ30ｃmの植え穴を掘り、苗木を植栽する。埋戻しを行なう土砂には肥料を１本当たり50ｇ混入する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">緑化植物の管　　理</td><td colspan="3">管理者：土地所有者</td></tr>
<tr><td colspan="3">協定・保全管理計画書等：残置森林等保全管理計画書を提出</td></tr>
<tr><td colspan="3">鳥獣害・病虫害対策：苗木の食害を防ぐため、防護ネットを区域外周に設置する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">作業種類（実施時期・回数）
・追　　肥：必要に応じ行なう。
・補　　植：必要に応じ行なう。
・下　　刈　　り：植栽後５年間は年１回行なう。なお、植栽後２年間は必要に応じ年２回行なう。
・つ　る　切　り：行なわない。
・除　　伐：行なわない。
・その他（　　）：</td></tr>
</table>

３．緑化計画（２）　　※切土法面で小段植栽を行なう場合の記載例

<table>
<tr><td>地区</td><td colspan="6">造成森林及び造成緑地（35～45度未満）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">MR</td><td colspan="2">目標タイプ：中低木・草本型</td><td rowspan="2">導入植物</td><td colspan="3">主な樹種：ヒサカキ（樹高(成木時) 4m）
ヤマハギ（樹高(成木時) 2m）</td></tr>
<tr><td colspan="2">斜面の勾配：　　４０度</td><td colspan="3">主な草本：ｸﾘｰﾋﾟﾝｸﾞﾚｯﾄﾞﾌｪｽｸ、ﾎﾜｲﾄｸﾛｰﾊﾞｰ、ﾊﾞｰﾐｭｰﾀﾞｸﾞﾗｽ等</td></tr>
<tr><td colspan="2">斜面の高さ：（最大）　　２０ m</td><td colspan="4">小段の有無：(有)（幅　　２．０m）・無</td></tr>
<tr><td>播種工の種類</td><td>植生シート工</td><td colspan="2">小段植栽のための緑化基礎工の種類</td><td colspan="2">萱筋工（小段法肩に萱株を10本／m植栽し、法肩の保護を図る。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">基盤整備後の調査結果</td><td>土質：砂質土</td><td colspan="2">勾配：　３８～４０　度</td><td colspan="2">土壌：(平均)　２２㎜
硬度　１８㎜～２５㎜</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾燥状況：　乾燥　・(普通)・　湿潤</td><td colspan="3">凍結状況：　(有)（年　1回）・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">時期：(播種)　3月・(植栽)　3月</td><td colspan="3">植栽本数：　　1本／m</td></tr>
<tr><td>播種及び小段植栽</td><td colspan="5">植栽方法：小段部に列状に直径30cm、深さ30cmの植穴を掘り、ヒサカキとヤマハギを交互に植栽する。埋め戻し土には、１本当たり2kgのバーク堆肥を混入する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">緑化植物の管理</td><td colspan="5">管理者：土地所有者</td></tr>
<tr><td colspan="5">協定・保全管理計画書等：残置森林等の保全管理計画書を提出</td></tr>
<tr><td colspan="5">鳥獣害・病虫害対策：苗木の食害を防ぐため、防護ネットを区域外周に設置する。</td></tr>
<tr><td colspan="5">作業種類（時期・回数）
・追　　肥：行なわない。
・補　　植：必要に応じ行なう。
・下　刈　り：行なわない。
・除　　伐：行なわない。
・つ　る　切　り：行なわない。
・その他（　　）：</td></tr>
</table>

３．緑化計画（３）　　※播種工により切土法面を緑化する場合の記載例

地区	造成緑地（45度以上）			
Ｒ１	目標タイプ：*草本型*		導入植物	主な草本：*ｸﾘｰﾋﾟﾝｸﾞﾚｯﾄﾞﾌｪｽｸ、ﾎﾜｲﾄｸﾛｰﾊﾞｰ、ﾊﾞｰﾐｭｰﾀﾞｸﾞﾗｽ等*
	斜面の勾配：　*４５*度			つる植物類：
	斜面の高さ：（最大）　*１４*ｍ		小段の有無：(有)（幅　*１．５*ｍ）・　無	
	播種工の種類	*植生シート工*	小段植栽のための緑化基礎工の種類	*なし*
	基盤整備後の調査結果	土質：*砂質土*　　勾配：　*４５*度		土壌：（平均）　*１８*㎜ 硬度　*１５*㎜～*２０*㎜
		乾燥状況：　乾燥　・(普通)・　湿潤	凍結状況：(有)（年　*5*回）・　無	
	播種及び小段植栽	時期：(播種)　*3*月・(植栽)　―　月	植栽本数：　―　本／ｍ	
		植栽方法：―		
	緑化植物の管理	管理者：*土地所有者*		
		協定・保全管理計画書等：*残置森林等保全管理計画書を提出*		
		鳥獣害・病虫害対策：　―		
		作業種類（時期・回数） ・追　　肥：*行なわない。* ・補　　植：*行なわない。* ・その他（　　）：		

３．緑化計画（３）　　※ツル植物類により切土法面を緑化する場合の記載例

地区	造成緑地（45度以上）			
Ｒ２	目標タイプ：*ツル型*		導入植物	主な草本：　―
	斜面の勾配：　*６０*度			つる植物類：*ナツズタ（登攀型）*
	斜面の高さ：（最大）　*４０*ｍ		小段の有無：(有)（幅　*１．５*ｍ）・　無	
	播種工の種類	―	小段植栽のための緑化基礎工の種類	*植生土のう工*
	基盤整備後の調査結果	土質：*軟岩* *（凝灰質砂岩）*　　勾配：　*５５～６５*度		土壌：（平均）*31* ㎜以上 硬度　― ㎜～ ― ㎜
		乾燥状況：(乾燥)・普通・湿潤	凍結状況：有（年　1回）・(無)	
	播種及び小段植栽	時期：(播種)　月・(植栽)　*3*月	植栽本数：　*3*本／ｍ	
		植栽方法：*基部及び小段部に植生土のう工を施工し、土のう背面にバーク堆肥及び肥料を混入してた表土を埋め戻し、植栽する。*		
	緑化植物の管理	管理者：*株式会社　もりはやし（事業者）*		
		協定・保全管理計画書等：*残置森林等保全管理計画書を提出*		
		鳥獣害・病虫害対策：　―		
		作業種類（時期・回数） ・追　　肥：*必要に応じ可能な限り行なう。* ・補　　植：*必要に応じ可能な限り行なう。* ・その他(水遣り)　　：*夏の乾燥期等には、可能な限り散水する。*		

１８　森林現況図（法施行細則第２条第３項第１５号）

明示事項

① 事業区域及び工区区分
② 開発行為に係る森林の区域
③ 事業区域内の森林の林種、林齢、樹種及び樹高
④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
② 周辺区域は、原則として事業区域の外周から５０ｍの範囲とします。
③ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
④ 林種、樹種名及び樹高の表示方法は、「７　森林調書」の記載方法（Ｐ４５）に準ずること。
⑤ 事業区域内の植生については、林種、林齢、樹種名及び樹高の組合せで表示すること。

１９　緑化計画図（法施行細則第２条第３項第１６号）

明示事項

① 事業区域の土地の形状及び工区区分
② 森林の区域における残置森林、造成森林及び造成緑地の土地の区域
③ 森林以外の区域における造成森林及び造成緑地の土地の区域
④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
② 実測図とすること。
③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から５０ｍの範囲とします。
④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
⑤ 造成森林及び造成緑地については、「１７　緑化計画書」の「3．緑化計画（1）～（3）」の地区番号を付し（Ｐ５２～Ｐ５３）、淡色に塗り分けること。
⑥ 造成緑地については、「7　森林調書」の記載方法（Ｐ４６）に準じてコードを付し、淡色に塗り分けること。

２０　緑化仕様図（法施行細則第２条第３項第１７号）

明示事項

① 造成森林の場合は、単位面積(1ha)当たりの樹高（植栽時）別の本数及び樹種（代表樹種）
② 客土の厚さ、植栽の方法（施肥等の方法及び使用量を含む）
③ 造成緑地の場合は、播種工（種子吹付け工、植生シート工等）等の緑化の方法
④ 凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 「１７　緑化計画書」の「3．緑化計画（1）～（3）」の地区ごとに作成すること。

２１　残置森林等の保全管理計画書（法施行細則第２条第３項第１８号）

別記第５号様式

残 置 森 林 等 の 保 全 管 理 計 画 書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

申請者　　住　所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
　　氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞

残置森林等の明細書（別紙第一）に記載した開発行為に係る残置森林等の保全管理について、下記のとおり計画します。

記

（管理者）

１　残置森林等の保全管理については、残置森林等の保全管理調書（別紙第二）に記載した管理者の責任において誠実に行います。

（残置森林等の保全）

２　残置森林等については、開発行為の完了後においても、その保全に努めます。

（地域森林計画の遵守）

３　残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、市町村森林整備計画に即した施業を行います。

（造林の実施）

４　残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

５　残置森林等のうち、造成森林又は造成緑地には、活着するまでの間、散水等の措置を講じます。その他、下刈り、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所には、適切な保育作業を行います。

（立木の伐採）

６　残置森林等の立木を伐採する場合は、事前に当該残置森林等に係る地域森林計画を所管する林業事務所長と協議し、当該協議の結果を踏まえ、市町村長に森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書を提出します。

（計画の承継）

７　残置森林等の所有権その他森林等の使用収益権を他の者に譲渡したときは、当該権利者に本計画を遵守するよう求めます。

注　個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

（別記第５号様式）

記載方法

① 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

留意事項

① 残置森林等の保全管理計画書には、次の書類を添付すること。

ア 残置森林等の明細書（別添その１）

イ 残置森林等の保全管理調書（別添その２）

ウ 地方公共団体等と締結した維持管理協定書等の写し

（別添その１）

残　置　森　林　等　の　明　細　書

１　残置森林等の面積			
残　置　森　林	造　成　森　林	造　成　緑　地	計
ha	ha	ha	ha

２　残置森林等の樹種及び本数

残　置　森　林		造　成　森　林		造　成　緑　地	
樹　種	本　数	樹　種	本　数	緑　地	面　積
					ha

３　造成年次計画			
		第　１　年　次	第　２　年　次
ブ　ロ　ッ　ク			
森林	樹　種		
	本　数		
	面　積	ha	ha
緑　地		ha	ha
面　積　計		ha	ha
		第　３　年　次	第　４　年　次
ブ　ロ　ッ　ク			
森林	樹　種		
	本　数		
	面　積	ha	ha
緑　地		ha	ha
面　積　計		ha	ha
		第　５　年　次	計
ブ　ロ　ッ　ク			
森林	樹　種		
	本　数		
	面　積	ha	ha
緑　地		ha	ha
面　積　計		ha	ha

（注）

① 残置森林の樹種名は、「７森林調書_記載方法①_イ」に準ずること。
② 造成森林の樹種名は、個別の樹種名を記載すること。
③ 造成緑地の緑地名は、「７森林調書_記載方法④_ア」に準ずること。
④ 「ブロック」は、「緑化計画書」の「３．緑化計画（１）～（３）」の地区番号を記載すること。

（別添その２）

残 置 森 林 等 の 保 全 管 理 調 書

No.

番号	森林の所在場所				事業区域内の森林の土地利用計画				土地所有者	管理者等		備考
	市町村	大字	字	地番	残置森林（15年生超）	残置森林（15年生以下）	造成森林	造成緑地		管理者	権利の取得状況	
					ha	ha	ha	ha				

注

1　土地所有者欄については、現在の土地所有者を記載すること。所有権の登記名義人と異なる場合は備考欄にその理由を記載すること。

2　管理者欄には、林地開発行為の完了後における残置森林等の保全管理を行うことを予定している者を記載すること。

3　権利の取得状況欄には、管理者が土地所有者の場合にあっては「所有」と記載し、申請者（事業者）の場合にあっては今後の予定を含め「購入」、「賃貸借」等を記載すること。

２２　工程表（法施行細則第２条第３項第１９号）

別記第６号様式

工　程　表

年　　月　　日

開発行為の目的又は事業の名称

開発行為に係る森林の所在場所

開発行為施行期間（予定）

工事施工者の住所・氏名（名称）　　か月（　年　月から　年　月まで）

工種	年度	年度												年度												全体
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	進捗率
																										%

注

1　本表は、工種表及び進捗状況表として使用すること。

2　工種欄には、準備、測量、伐採・伐根、防災工事（仮設の防災施設等に係るものを含む。）、土工事、整地造成工事、張芝工事、排水工事、道路工事、給水工事、植栽工事、建築工事、土・石・砂利採取、跡始末その他の工事の種別を記載すること。

（別記第６号様式）

記載方法

① 「工種」欄について

準備、測量、伐採・伐根、防災工事（仮設の防災施設等に係るものを含む）、土工事、整地造成工事、張芝工事、排水工事、道路工事、給水工事、植栽工事、建築工事、土・石・砂利採取、跡始末その他の工事の種別を記載すること。

※仮設の防災施設（擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設）を設置する場合は、種別ごとに本設とは分けて記載すること。

留意事項

① 申請に係る林地開発行為が、大規模かつ長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画及び期別の工程表を添付すること。

② 期別の工程表の進捗間隔は、１か月単位とすること。

③ 土砂等の埋立て等を目的とする開発行為にあっては、「２３ 施工計画書」の工程表に替えることができる。

２３　施工計画書（法施行細則第２条第３項第２０号）

＜ 記 載 例 ＞

施　　工　　計　　画　　書

開発行為の場所　　○○市町村○○

開発行為の目的　　土砂等の埋立て等

年　　月

○○○○株式会社

1 現場組織表

（1）事業者名

事業者名、ＴＥＬ、ＦＡＸ

（2）現場施工体制

現場責任者名、ＴＥＬ、現場施工体制表、現場代理人、重機責任者、事務責任者等

（3）緊急時連絡体制

緊急時連絡者名（2名）、ＴＥＬ

2 工事に使用する機械・資材

（1）使用機械

名　称	規　格	数　量	備　　考
	○ｔ	○台	「締め固め用」等使用目的を記入
	○m^3	○台	〃
		○台	〃

（2）使用資材

名　称	規　格	数　量	備　　考
ヒューム管	○種 径○㎜	○○本	「雨水排水管用」等使用目的を記入
ブルーシート	○m×○m	○○枚	〃
杉杭	径○㎜ 長○m	○○本	〃
杉半割	幅○㎜ 長○m	○○枚	〃

3 施工方法

（1）準備工

① 工事着手前に土地の形質変更区域（林地開発区域）及び残置森林の区域の確認を行う。
林地開発区域及び残置森林の区域を明確にするために、林地開発区域の外周に木杭（赤ペンキ塗布）を打つとともに、残置森林の外周に木杭（白ペンキ塗布）を打つ。
林地開発区域の木杭には、計画盛土高がわかるように丁張りを出す。
また、木杭の場所には、旗竿を立てて位置がわかるようにする。（図１）

② ①の作業後に事業区域の着工前の現況写真を撮る。
特に、自然排水を遮断する上流側、排水路、湧水、赤道等、後日、目視確認ができない部分の現況写真を撮る。

③ 事業場には、「林地開発行為許可済標識」を設置する。

④ 「林地開発行為着手届」を提出する。←必要に応じ、県の調査が行われます。

⑤ 林地開発区域の伐採は、設置した木杭を確認しながら行う。

⑥ 仮設防災工事及び資材搬入用の進入路を施工する。
施工時には、土砂が流出しないよう注意をしながら施工する。

（2）防災工

① 土砂及び濁水の流失を防止するために調節池（浸透池）及び仮設沈砂池、土堰堤、土砂流失防止柵（図２）等を設置する。

② 遮断された雨水を自然排水するための排水施設及び湧水等の排水対策施設を設置する。（図３）

③ 盛土の安定を図るために、軟弱地盤には土壌改良処理、砂置換等の対策工事を行う。（図４）

また、擁壁工事も行う。
さらに、上記構造が設計基準に達していることを確認する（長さ・幅・深さ・面積・土の強度・材料の品質）。

④ 防災施設の工事が完了したときは、その都度「林地開発施行状況（防災施設関係）届」を提出する。←必要に応じ、県の調査が行われます。

⑤ その他防災工に応じて仮設の防災施設等を設置する。

⑥ 防災施設等の維持管理（開発行為中及び完了後）については、「２５　防災施設等の維持管理計画書」に基づき行う。

（3）土工

① 土砂等の埋立ては、下段側から施工する。
設計計画法面の丁張りを設置し、設計計画法面を確保しながら施工する。（図５）

② 盛土高が１０メートルを超える箇所の施工は、以下により品質管理等を行う。
・ＲＩ試験（密度試験）及び平板載荷試験（強度試験）を５００m3に１回として週○○回以上実施し、施工中の締固めが十分行われていることを確認する。
・土質試験（三軸圧縮試験等）を盛土高５メートル毎に実施し、盛土材料の土質定数が盛土安定計算で用いた設計値と同等以上であることを確認する。

③ 盛土高が１０メートルを超える箇所で実施した各試験結果は、盛土高５メートル毎に林業事務所へ別紙様式（任意様式）により報告する。

④ 現地盤に段切りを行い、盛土土砂が滑らないように施工する。（図６）
埋立てを行う地盤に滑りやすい土層があり、盛土の安定をそこなうおそれがある場合には、軟弱地盤対策を講じる。

⑤ 土工事の締め固めはブルドーザー等で行い、１層を３０㎝程度で層ごとに十分締固め、設計法面を確保しながら仕上げる。
＊ 降雨が予想される場合は、ブルーシート等で法面を保護し、法面の崩壊を防ぐ。

⑥ 盛土高は、当初基礎面より垂直高さ５m(最大）までとする。
垂直高さ５m毎に小段（いぬばしり）を設け、その幅は、１．５m以上とする。
また、小段には排水施設を設け、法面の縦排水施設に接続する。（図７）

⑦ 盛土内の排水処理については、地下排水工を設置する。（図８、図９、図１０）

⑧ 異常降雨時など災害が発生するおそれがある時は、施工地の見回りを行う。
災害が発生した時は、ただちに必要な措置を行うとともに、「林地開発行為災害等報告書」を提出する。←必要に応じ、県の調査が行われます。

⑨ その他土工に応じて仮設の防災施設等を設置する。

⑩ 防災施設等の維持管理（開発行為中及び完了後）については、「２５　防災施設等の維持管理計画書」に基づき行う。

（4）緑化工

① 法面整形後速やかに法面全体を種子吹き付け工、植生シート工等の法面保護工事を行う。

② 植栽木の良好な生育を図るため、表土を客土する等により有効土層を確保する。
また、必要に応じて、排水不良対策を行う。

③ 客土等植栽基盤造成後、林地開発行為施行状況（植栽関係）届を提出する。
←必要に応じ、県の調査が行われます。

④ 樹高○○センチメートル以上のヤシャブシ、ハンノキ、マツ、ヒノキ等を１ヘクタール当たり○○本植栽する。

⑤ 「林地開発行為完了届」を提出する。←県の完了確認調査が行われます。

別紙

工　程　表

工　種	年	年												年			
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
準備工																	
準備																	
区域の明示																	
丁張																	
＊着手届の提出																	
伐採																	
進入路工																	
防災工																	
土砂流出防止柵工																	
土堰堤																	
調節池（浸透池）																	
仮設沈砂池																	
＊状況報告（防災施設関係）届の提出																	
軟弱地盤対策工																	
排水工																	
（暗渠工）																	
（管渠工）																	
土工																	
段切り																	
盛土																	
土羽仕上げ																	
緑化工																	
客土																	
＊状況報告（植栽関係）届の提出																	
植栽工																	
法面保護工																	
＊完了届提出																	

図１

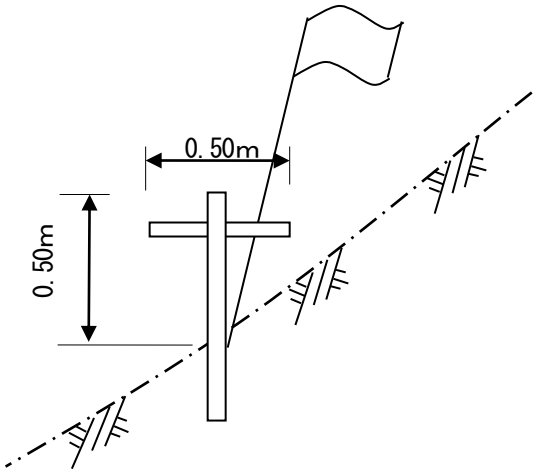

図２

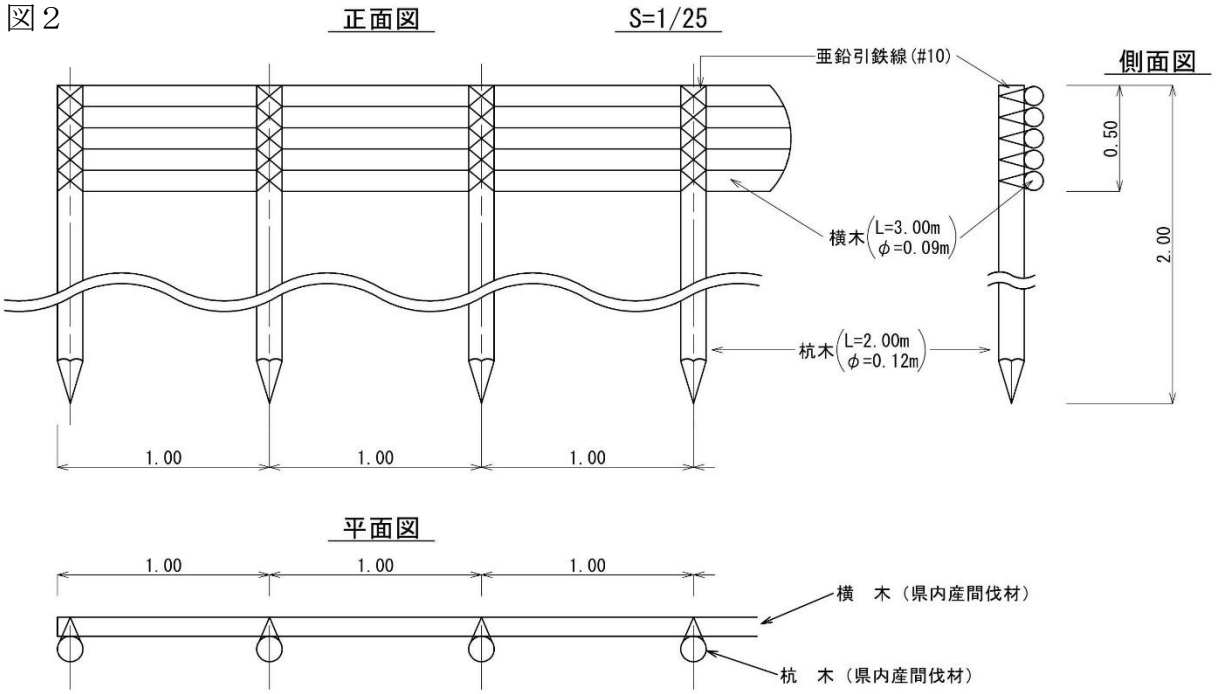

図３　　暗渠排水管

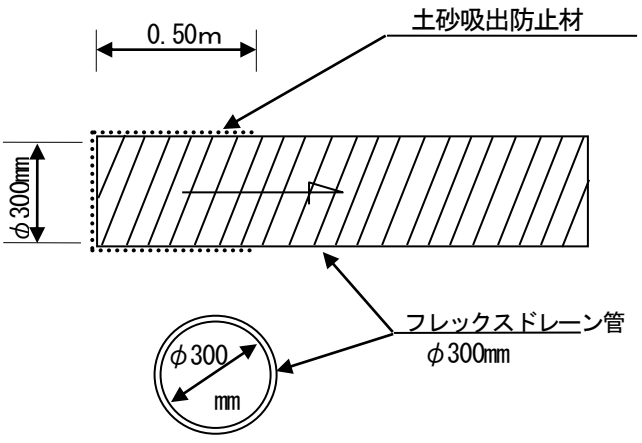

図４

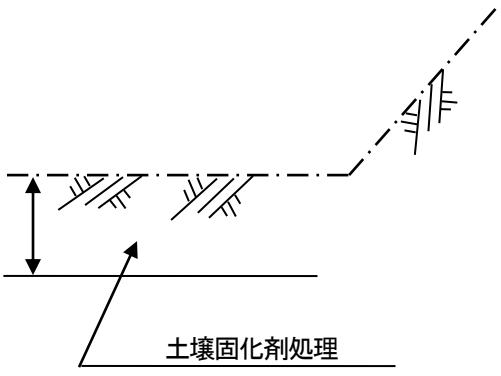

厚さ　1.20m

N値　10 以上

図５

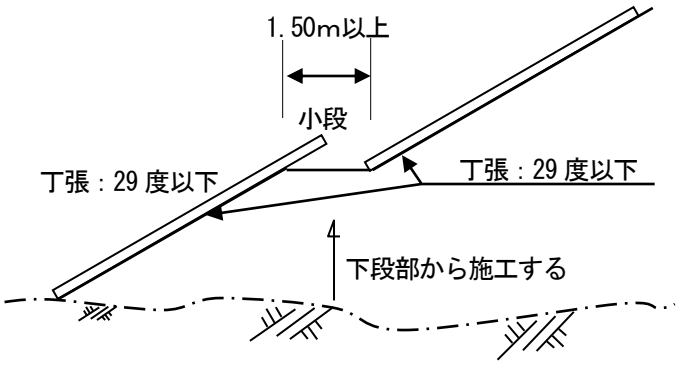
1.50m以上
小段
丁張：29 度以下
丁張：29 度以下
下段部から施工する

図６

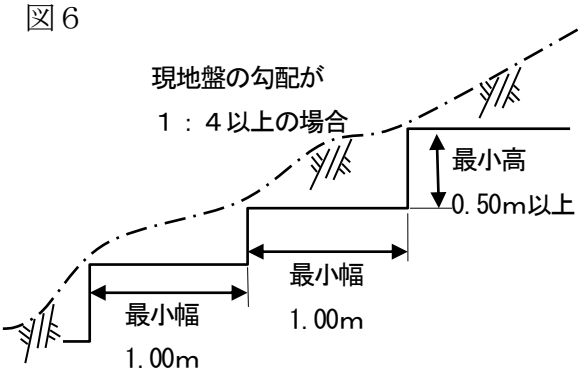
現地盤の勾配が
１：４以上の場合
最小高
0.50m以上
最小幅
1.00m
最小幅
1.00m

図７

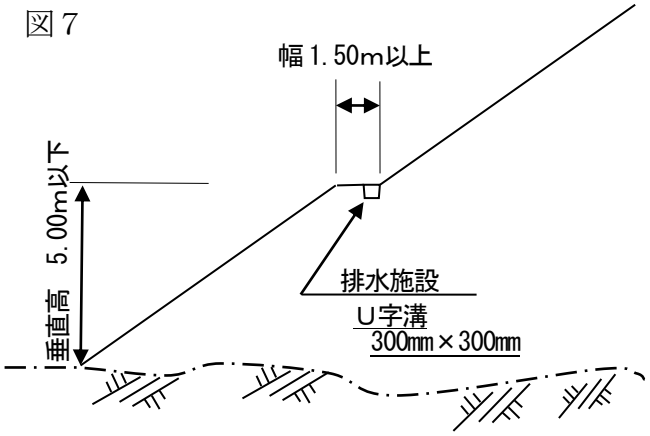
幅1.50m以上
垂直高 5.00m以下
排水施設
U字溝
300㎜×300㎜

図８　地下排水溝の例（道路土工 盛土工指針　P162 解図 4-9-7）

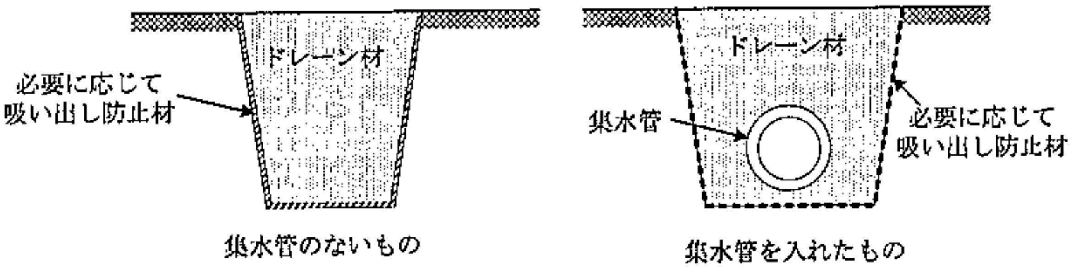

図９　沢埋め盛土における地下排水溝及び基盤排水層設置の例（道路土工 盛土工指針　P162 解図 4-9-8）

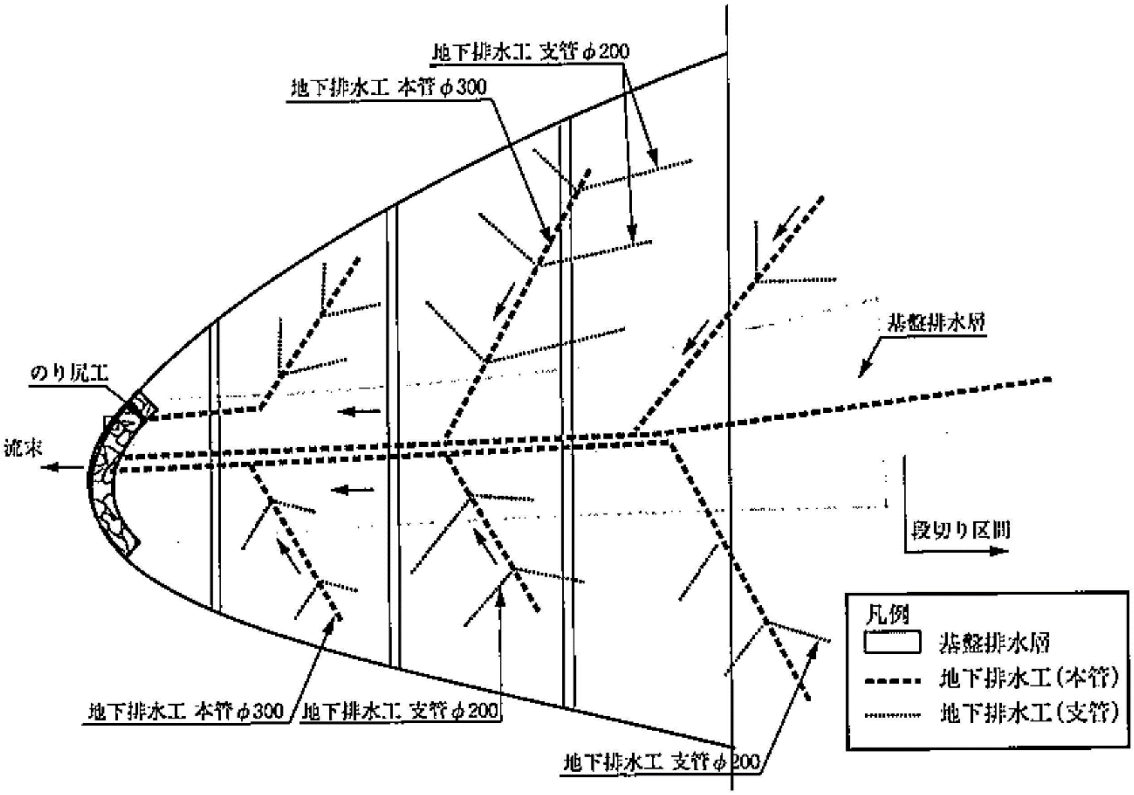

図１０　水平排水層及び基盤排水層の例（道路土工 盛土工指針　P163 解図 4-9-9）

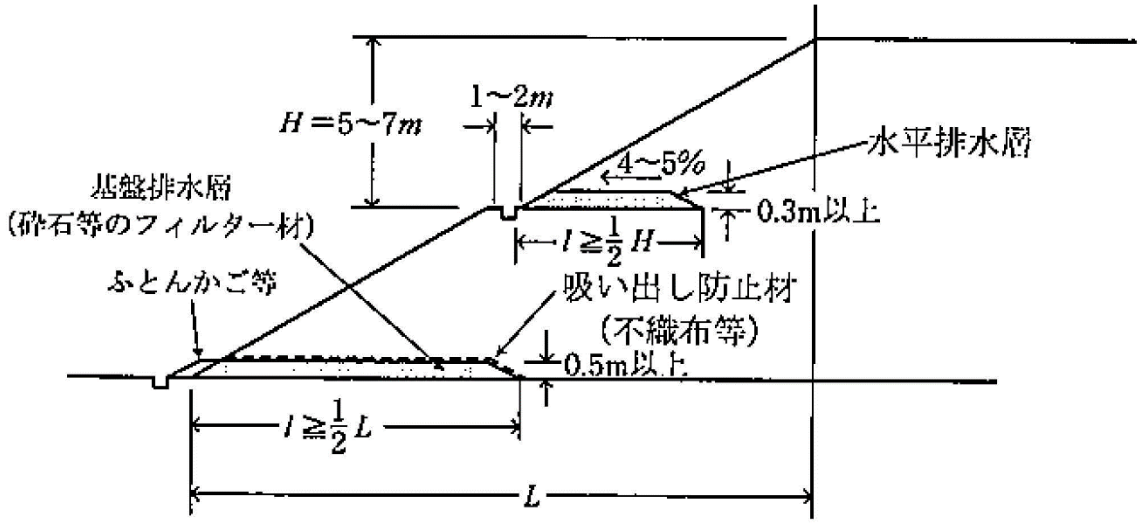

記載方法

① 施行の体制、緊急時における連絡体制、工事に使用する資機材及び工種ごとの施工方法等の必要な事項を具体的に記載すること。

② 盛土を計画している箇所については、その位置や使用する盛土材料（再生土、残土等）、土量等を図面等で具体的に記載すること。

③ 盛土を計画している箇所については、盛土内の地下水位を低下させるために設置する地下排水工の構造を図面等により具体的に記載すること。

留意事項

① 仮設防災施設等の設置の詳細については、「盛土等防災マニュアルの解説［Ⅱ］」を参考にすることとする。（参考として図１１仮設たて集水ます、図１２板柵水路を示す。）

② 盛土の高さが１０メートルを超える場合は、盛土施工個所ごとに施工中の締め固めが十分行われていることを密度試験（ＲＩ試験等）及び強度試験（平板載荷試験等）で確認し、また、土質試験（三軸圧縮試験等）で盛土材料の土質定数が盛土安定計算で用いた設計値と同等以上であることを確認する等適切な品質管理を行うことを明記すること。なお、盛土の締固め管理試験の方法及び頻度は「道路土工 盛土工指針」（公益社団法人日本道路協会）等を参考とし、土質試験については盛土高５メートル毎に１回実施することとし、各試験結果を盛土高５メートル毎に林業事務所に報告すること。（表１、表２）

③ 盛土内の排水処理として施工する地下排水工の種類や構造については、「道路土工 盛土工指針」（公益社団法人日本道路協会）を参考にすることとする。（表３）

表１ 盛土の代表的な締固め管理方法と主な試験・測定方法
（道路土工 盛土工指針 P215 解表 5-4-1）

		試験・測定方法	原理・特徴	適用土質 礫	適用土質 砂	適用土質 粘
品質規定	密度	ブロックサンプリング	掘り出した土塊の体積を直接（パラフィンを湿布し，液体に浸すなどして）測定する。		←→	
		砂置換法	－乾燥砂 ｝掘り出し跡の穴を別の材料（乾燥砂，水等）で置換することにより，掘り出した土の体積を知る。		←→	
		水置換法	－水 ｝掘り出し跡の穴を別の材料（乾燥砂，水等）で置換することにより，掘り出した土の体積を知る。	←→		
		ＲＩ法	土中での放射線（ガンマ線）透過減衰を利用した間接測定。線源棒挿入による非破壊的な測定法。		←→	
		衝撃加速度試験	重錐落下時の衝撃加速度から間接測定。		←→	
	含水量	炉乾燥法	一定温度（110℃）における乾燥。	←→		
		急速乾燥法	フライパン，アルコール，赤外線，電子レンジ等を利用した燃焼・乾燥による簡便・迅速な測定方法。	←→		
		ＲＩ法	放射線（中性子）と土中の水素元素との錯乱・吸収を利用した間接測定，非破壊測定法。		←→	
	強度・変形	平板載荷試験	｝静的載荷による変形支持特性の測定。	←→		
		現場ＣＢＲ試験	｝静的載荷による変形支持特性の測定。		←→	
		ポータブルコーン貫入	コーンの静的貫入抵抗の測定。		←→	
		プルーフローリング	タイヤローラ等の転圧車輪の沈下・変形量（目視）より締固め不良箇所を知る。		←→	
		衝撃加速度 重錐落下試験 ＨＦＷＤ 衝撃加速度試験	｝重錘落下時の衝撃加速度，機械インピーダンス，振動載荷時の応答加速度等からの間接測定。		←→	
工法規定		タスクメータ	転圧機械の稼働時間の記録をもとに管理する方法。	←→		
		ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた管理	転圧機械の走行記録をもとに管理する方法。	←→		

注）その他の試験・測定方法については「付録３． 締固め管理手法について」参照

表２　日常試験の方法と頻度の目安　(道路土工 盛土工指針　P220 解表 5-4-5)

		路　体	路　床
試験項目	施工含水比	1,000 ㎥につき１回（ただし，5,000 ㎥以下の工事では１工事あたり３回以上）	500 ㎥につき１回（ただし，500 ㎥以下の工事では１工事あたり３回以上）
	乾燥密度		
	空気間隙率		
	飽和度		－
	コーン指数	必要に応じて実施	－
	支持力（平板載荷試験，現場ＣＢＲ試験）	－	各車線毎 40ｍにつき１回
	プルーフローリング	－	路床仕上げ後全幅，全区間

表中の　－　は使用不適当。
乾燥密度，空気間隙率，飽和度はいずれかを実施。

表３　地下排水溝工の種類　(道路土工 盛土工指針　P162 解表 4-9-2)

排水工の種類	機　　能	材料の特性等	関連項目
地下排水溝	盛土内の浸透水の排除	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	「4－9－5　地下排水工」(2)1)
水平排水層	盛土内の浸透水の排除	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	「4－9－5　地下排水工」(2)2)
基盤排水層	地山から盛土への水の浸透防止	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	「4－9－5　地下排水工」(2)3)
のり尻工（ふとんかご・じゃかご工）	盛土内の浸透水の排除及びのり面の崩壊防止	岩塊等の透水性が高い材料	「4－9－5　地下排水工」(2)4)
しゃ断排水層	路盤への水の浸透しゃ断	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	「4－9－9　路床・路盤の排水」

（参考）（図１１、図１２）

図１１　仮設たて集水ます（盛土等防災マニュアルの解説［Ⅱ］P431）

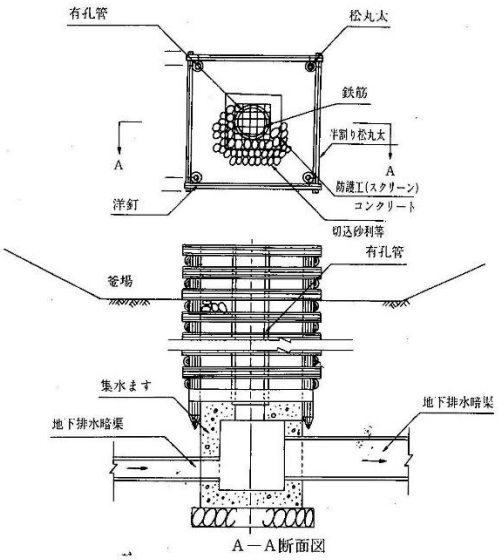

A－A断面図

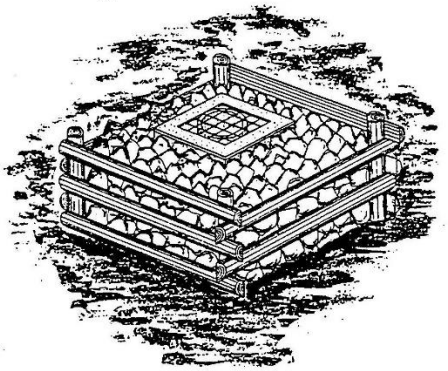

目的	造成面と排水管の接続
留意事項	・流入孔上部に、ゴミなどの流入を防止するため、スクリーンを設置する。 ・流入側のヒューム管は図例より若干（10～20cm）上にあげることが望ましい。 ・仕上げ時点では地表から上部３m程度は撤去して、これにコンクリート製の蓋を掛け、番線等で標識杭とつなぎ、位置を明確にするなど管理上適切な処理を施す。

☞『宅地造成工事防災図集』（都市基盤整備公団、平成14年３月、一部加筆修正）

5-5-3　釜場の設計

釜場は施工中の雨水（濁水）を用地外に流出させないため、竪坑へのスムーズな流入，土砂の一時的な沈砂を目的として設置する。

釜場の形状は盛土施工面の横断勾配 3～5%、縦断勾配（計画）により形成される。

設置間隔は現地の状況により 1ha（10,000m²）～2ha に 1 箇所を目安とする。

【解 説】

（1）　釜場の標準形状を図-5.5.4 に示す。竪坑の突出長は 2m 程度とする。

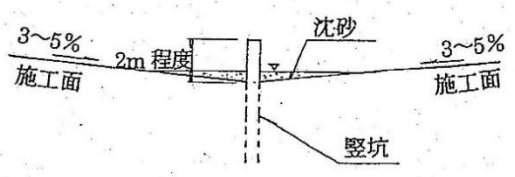

出典「高盛土および大規模盛土設計施工指針(案)(H11.7,NEXCO)P5-26～28」

図１２　板柵水路（盛土等防災マニュアルの解説［Ⅱ］P433）

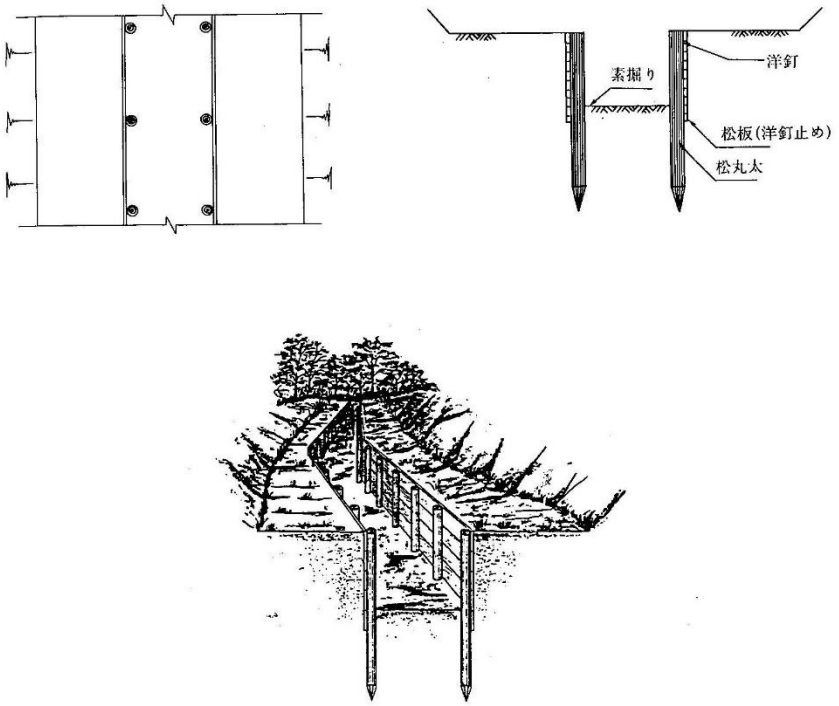

目的	排水路
留意事項	・板柵の板は10～20cm土中に埋め込む。 ・水路の側部にのり面がある場合に1.0m程度の水平部分を設け、土砂が水路内へ流入しないよう考慮する。

☞『宅地造成工事防災図集』（都市基盤整備公団、平成14年３月、一部加筆修正）

２４　中期事業計画書（法施行細則第２条第３項第２１号）

別記第７号様式

中　期　事　業　計　画　書　（　砂　利　・　岩　石　・　土　採　取　）

（林地開発許可用）

申請者（事業者）	住所		作成者名		電話番号	
	氏名（名称・代表者氏名）					

事業の概要				
採取場の経緯等	採取場周辺の状況	今後の方針・計画	今後の採取期間	その他特記事項
			1　10年以上 2　10年未満	

関係法令に関する許認可等の状況				
砂利採取法・採石法・土採取条例	農地法	文化財保護法	国有財産法（赤道）	その他

年度ごとの計画及び実績一覧

項目 ＼ 年度・計画・実績														計	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
開発行為の全体計画	事業区域面積														
	開発許可区域外面積														
	開発許可区域面積														
	変更拡大面積														
	変更縮小面積														
	差引変更面積														
	当年度完了面積														
	造成森林面積														
	造成緑地面積														
	恒久転用面積														
	掘削量（万m^3）														

（別記第７号様式）

留意事項

① 土石等の採取計画認可申請の際に提出する中期事業計画書の認可期間が年度途中である場合は、期間毎の計画数量について、双方の整合性があるように植栽時期を考慮しながら決定すること。

② 本様式には、中期事業計画平面図を添付することとし、当該図面は、土石等の採取計画認可申請の際に提出する中期事業計画平面図と同一であること。

２５　防災施設等の維持管理計画書（法施行細則第２条第３項第２２号）

＜ 記 載 例 ＞

防災施設等の維持管理計画書

開発行為の場所　　○○市町村○○

開発行為の目的　　土砂等の埋立て等

年　　月

○○○○株式会社

1　維持管理体制

（1）管理者

管理者名、ＴＥＬ、ＦＡＸ

2　管理方法

（1）共通事項

①　点検頻度として定期点検、異常時点検、その他適宜点検を行う。
②　異常時の点検内容は、平常時の点検内容に準じて行う。
③　施設に変状・破損等が生じたときは、速やかに適切な補修、修繕工事等を行う。
④　点検時に、現況写真を撮る。
⑤　点検記録及び点検時の写真を保管する。
⑥　清掃や土砂搬出を行った場合は清掃・土砂搬出の記録を保管する。
⑦　補修・修繕を行った場合は補修・修繕の記録を保管する。
⑧　浸透機能の回復作業を行った場合は機能回復作業の記録を保管する。

（2）調節池

①　定期点検は点検表（表１）を用いて行う。
②　定期点検は洪水期２回／月、非洪水期１回／月に行う。その他、豪雨や地震の直後、周辺住民から通報等があった場合は異常時点検を行う。
③　堤体は毎年１～２回以上草刈りを行う。
④　出水時には監視体制をとる。
⑤　点検結果に応じて、速やかに堆積土砂の除去を行う。

（3）浸透池

①　定期点検は点検表（表２）を用いて行う。
②　定期点検は梅雨時期や台風の時期の前に１回以上行う。その他、地震時や豪雨前、周辺住民から通報等があった場合は異常時点検を行う。
③　点検結果に応じて、ゴミ、土砂等の堆積物の清掃及び土砂の搬出、浸透施設の目詰まり防止フィルター等の清掃又は交換など、浸透機能の回復を行う。

（4）オンサイト貯留施設

①　定期点検は点検表（表３）を用いて行う。
②　定期点検は梅雨時期や台風の時期の前に１回以上行う。その他、地震時や豪雨前、周辺住民から通報等があった場合は異常時点検を行う。
③　点検結果に応じて土砂・ゴミ・落葉等の搬出等を行う。

（5）排水施設

①　定期点検は点検表を用いて行う。
②　定期点検は年１回以上行う。台風、梅雨期等に異常時点検を行う。
③　点検結果に応じて、排水施設に堆積した土砂等を年１回以上、清掃を行う。

（6）擁壁

① 定期点検は点検表を用いて目視や測定器具等により点検を行う。

② 集中豪雨や台風の前後、地震の直後等に異常時点検を行う。

（7）その他

① その他防災施設に応じた点検項目を記した点検表を作成し、平常時の点検を行う。

② 集中豪雨や台風の前後、地震の直後等においては必要に応じて異常時点検を行う。

3 計画の承継

（1）当該開発行為完了地を他の者に譲渡したときは、当該権利者に本計画を遵守するように求める。

（2）点検記録及び清掃・土砂搬出記録、補修・修繕記録、浸透機能の回復作業の記録も併せて譲渡する。

表１（１）調節池点検表（例）

施設の名称	
所在地	
管理者	

点検者		責任者印		点検実施年月日	

点検箇所		着　　目　　点	該当なし	経過観察	要処理	処理済
堤体	上流のり面	のり崩れ、亀裂 漏水、湧水 損傷、陥没 護岸等のり面保護工の損傷 コンクリート構造物との接点の損傷 雑草の繁茂				
	下流のり面	のり崩れ、亀裂 漏水、湧水 損傷、陥没 護岸等のり面保護工の損傷 コンクリート構造物との接点の損傷 雑草の繁茂				
	提　　頂	亀裂、沈下、陥没 護岸等のり面保護工の損傷 コンクリート構造物との接点の損傷 雑草の繁茂				
基盤	堤体の基礎	周辺の漏水 地山のはらみ出し 沈下 地すべり、崩壊				
余水吐き	導流水路	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き				
	越流部	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き				
	放流水路	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き				
	減勢工	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き				
放流施設	放流管呑口部	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き				
	放流管吐き口	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き				

（出典：「下水道雨水調整池技術基準（案）」（一部加筆修正））

表１（２）調節池点検表（例）

点検箇所		着　　目　　点	該当なし	経過観察	要処理	処理済
貯留部と周辺	のり面	亀裂、破損 湧水 のり崩れ 地山のはらみ出し 地山崩壊 護岸等のり面保護工の損傷 コンクリート部とその接点のずれ				
	天端 （管理通路）	損傷、沈下、陥没 破損 コンクリート部とその接点のずれ				
	貯留部底地	土砂堆積 排水状況 ごみ雑草等				
	下流河川	洗掘 崩壊 湧水				
管理施設その他	観測施設	水位計雨量計等の異常 その他構造物の異常				
	防護柵	破損、倒壊				
	標識	破損、倒壊				
	利用施設	破損、倒壊				
被災箇所等位置の概要図						

（出典：宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説）

表２　浸透池点検表（例）

<table>
<tr><td>点検　年　月　日</td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td><td>点検者氏名</td><td></td><td>責任者印</td><td></td></tr>
<tr><td>点　検　場　所</td><td colspan="2"></td><td>応急処置</td><td colspan="3">有　　無</td></tr>
<tr><td>総括点検評価</td><td colspan="2">緊急処置を必要とする</td><td colspan="2">経過観察を要する</td><td colspan="2">異常なし</td></tr>
<tr><td>種　　類</td><td colspan="6">点　検　結　果</td></tr>
<tr><td rowspan="3">浸透ます</td><td>外見</td><td colspan="5">蓋のずれ、破損、周囲の陥没、溢水、その他（</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内部</td><td colspan="5">ゴミ、落葉、土砂（堆積高　　cm）、その他（</td></tr>
<tr><td>目づまり防止装置</td><td colspan="4">脱落、紛失、破損、閉塞</td></tr>
<tr><td rowspan="3">浸透トレンチ</td><td>外見</td><td colspan="5">上部の陥没、砕石の露出、その他（</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内部</td><td colspan="5">ますから見た土砂侵入の有無、樹根侵入の有無、その他（</td></tr>
<tr><td>目づまり防止装置</td><td colspan="4">脱落、紛失、破損、閉塞</td></tr>
<tr><td rowspan="3">浸透側溝</td><td>外見</td><td colspan="5">蓋のずれ、破損、周囲の陥没、溢水、その他（</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内部</td><td colspan="5">ゴミ、落葉、土砂（堆積高　　cm）、その他（</td></tr>
<tr><td>目づまり防止装置</td><td colspan="4">脱落、紛失、破損、閉塞</td></tr>
<tr><td>透水性舗装</td><td>外見</td><td colspan="5">陥没、沈下、目づまり状況、土砂の堆積、その他（</td></tr>
<tr><td rowspan="3">道路浸透ます</td><td>外見</td><td colspan="5">蓋のずれ、破損、周囲の陥没、溢水、その他（</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内部</td><td colspan="5">ゴミ、落葉、土砂（堆積高　　cm）、その他（</td></tr>
<tr><td>目づまり防止装置</td><td colspan="4">脱落、紛失、破損、閉塞</td></tr>
<tr><td colspan="7">必要とする措置、講じた措置等</td></tr>
</table>

（出典：雨水浸透施設技術指針（案）構造・施工・維持管理編）

表３　オンサイト貯留施設点検表(例)

	点検実施年月日	年　月　日	点検者名		責任者印	
	点検実施場所					
	項目	点検内容	点検済	異常の有無	要処理	処理済
地表式貯留施設	小提	欠損、クラック、沈下等				
	のり面	のり崩れ、のり面保護工損傷				
	放流施設	構造物の破損、ｽｸﾘｰﾝの閉塞、堆砂				
	側溝・ます	ゴミ・土砂の堆積				
	下流水路	構造物の破損、流路阻害物の有無				
	安全柵等※	破損状況				
	樹木・植生	枝折れ、芝生の剥離等				
	その他					
地下貯留施設	施設内貯留部	ゴミ・土砂の堆積				
	施設内壁等	壁面の破損、漏水(地下水等)				
	排水ポンプ	機能状況、ｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ時期等				
	流入施設	ゴミ・土砂の堆積				
	放流口	ゴミ・土砂の堆積、閉塞の有無				
	配電盤	断線の有無等				
	その他					

※主に公園等との併用施設である場合の管理事項

（出典：流域貯留施設等技術指針（案））

留意事項

① 開発行為中及び完了後について作成すること。

② 点検表の点検内容については、計画する防災施設等に合わせたものを作成すること。

③ 調節池及び浸透池、オンサイト貯留施設の維持管理の詳細については「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」（千葉県）及び「雨水浸透施設技術指針［案］構造・施工・維持管理編」（社団法人雨水貯留浸透技術協会）、「流域貯留施設等技術指針（案）」（社団法人雨水貯留浸透技術協会）、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説」（社団法人日本宅地開発協会）等を参考にすることとする。

④ 排水路の維持管理の詳細は「道路土工要綱」（公益社団法人日本道路協会）等を参考にすることとする。

⑤ 擁壁の維持管理の詳細は「道路土工　擁壁工指針」（公益社団法人日本道路協会）等を参考にすることとする。

２６　建築物その他の構造物の概要図（法施行細則第２条第３項第２３号）

明示事項

① 敷地面積
② 使用目的
③ 形状、規格及び寸法等
④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 縮尺は、任意とします。
② 周囲の環境及び景観が判断できるように作成すること。
③ 住宅団地のように多数の建築物を設置する場合は、その代表物について作成すること。

２７　地番一覧表（事業区域内）（法施行細則第２条第３項第２４号）

別記第８号様式

地　番　一　覧　表

No.

番号	市町村	大字	字	地番	地目	現況	地積（㎡）	所有権の登記名義人		その他の権利者		
								氏名	住所	権利の種類	氏名	住所

注

１　事業区域内の全ての土地について、土地の登記事項証明書に基づき、大字単位で地番の小さい順に記載すること。

２　地積は、土地登記簿に登記された地積とすること。

(別記第８号様式)

記載方法

① 地番の整理の仕方について

事業区域内のすべての土地を、登記事項証明書に基づき、大字単位で地番の小さい順に記載すること。

② 「地積」について

公簿面積とすること。

③ 「登記名義人の住所、氏名」について

登記事項証明書の内容をそのまま記載すること。

また、未登記の権利者が存在する場合は、上段に（　　）書きで記載すること。

④ 「その他権利者」について

当該開発行為の施行の妨げとなる権利、権利者及び権利者の住所を記載すること。

なお、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第３条には、所有権のほか、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権などの権利が定められている。

２８　公図集合図（法施行細則第２条第３項第２５号）

明示事項

① 事業区域内及びその隣接の地域における土地の地番及び筆界
② 土地の公簿面積、地目、所有者
③ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
② 事業区域を赤線で表示すること。

２９　開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

（法施行細則第２条第９項）

留意事項

許可を受けようとする者の信用及び資力に関する書類は以下のとおり。

① 個人の場合
　ア　住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（法施行規則第４条第４号により規定）
　イ　所得税に関する納税証明書
　ウ　事業経歴書
② 法人の場合
　ア　当該法人の登記事項証明書（法施行規則第４条第４号により規定）
　イ　定款又は寄付行為
　ウ　財務諸表等（申請の日に属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人その他の団体の財務を明らかにすることができる書類）
　エ　法人税に関する納税証明書（その３「未納の税額がないことの証明」）
　オ　事業経歴書
　カ　印鑑登録証明書
③ 法人でない団体
　ア　代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類（法施行規則第４条第４号により規定）
　イ　財務諸表等（②のウと同様）
　ウ　事業経歴書

３０　資金計画書（法施行細則第２条第３項第２６号）

別記第９号様式

資　金　計　画　書

1　収支計画

（単位：千円）

項目		金額
収入	自己資金	
	借入金	
	計	
支出	事業費	
	用地費	
	工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	借入償還金	
	計	

２　年度別資金計画

（単位：千円）

項目		年度	年度	年度	計
収入	自己資金				
	借入金				
	計				
支出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	借入償還金				
	計				
借入金の借入先					

注

１　収支計画の工事費は、整地、道路、排水、防災、緑化等に分けて記載すること。

２　工事費について、工事費の内訳明細表又は見積書を添付し、自己資金又は借入金について、預金残高証明書、融資証明書（融資をする者が金融機関以外の場合にあっては、当該融資をする者の預金残高証明書）その他自己資金又は借入金を調達することが可能であることを証する書類を添付すること。

（別記第９号様式）

記載方法

①「１　収支計画」について

「工事費」は、整地、道路、排水、防災、緑地等に分けて記入すること。

留意事項

①　資金計画書には、次の書類を添付すること。

ア　工事施工者が作成した工事費の内訳明細表又は見積書

イ　自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

ⅰ　預金残高証明書

ⅱ　融資証明書（融資をする者が金融機関以外の場合は、当該融資をする者の残高証明書）

３１　工事施工者の能力に関する書類（法施行細則第２条第３項第２７号）

留意事項

工事施工者の能力に関する書類は、次のとおり。

① 個人の場合

ア　住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（法施行規則第４条第４号により規定）

イ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

ウ　所得税に関する納税証明書

エ　事業実施体制を示す書類

オ　工事経歴書

② 法人の場合

ア　当該法人の登記事項証明書

イ　定款又は寄付行為

ウ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

エ　法人税に関する納税証明書

オ　事業実施体制を示す書類（法人の職員数、主な役員・技術者名等がわかるもの）

カ　工事経歴書

③ 法人でない団体の場合

ア　代表者の氏名、規約その他団体の組織及び運営に関して定めたもの

イ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

ウ　事業実施体制を示す書類（団体の職員数、主な役員・技術者名等がわかるもの）

エ　財務諸表等（申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該団体の財務の状況を明らかにすることができる書類）

オ　工事経歴書

３２　宣誓書（法施行細則第２条第３項第２８号）

別記第１０号様式

宣　　誓　　書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

申請者　住　所　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
　　氏　名　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　㊞

私（当法人）は、下記の事項に該当しないことを宣誓します。

記

１　森林法（以下「法」という。）第 10 条の 3 第 1 項の規定又は千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下「条例」という。）第 15 条の規定による措置命令を受け、必要な措置を完了していない者

２　法第 10 条の 2 第 1 項による許可を取り消され、当該取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）

３　法第 10 条の 3 第 1 項の規定又は条例第 15 条の規定による中止を命ぜられ、その中止の期間が経過しない者

４　申請者が未成年者で、その法定代理人が、１から３までのいずれかに該当する者

５　法第 206 条第 1 号から第 3 号まで又は条例第 28 条から第 30 条までに規定する罰則を受け、3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）

注　個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

（別記第１０号様式）

留意事項

① 審査基準において申請者の要件（欠格要件）を定めており（Ｐ６）、申請に当たり、これらの事項に該当しないことを宣誓していただくもので、当初許可申請時の他に変更許可申請時（平成２２年９月３０日以前に許可された開発行為を変更する場合も含む。）にも、その都度添付してください。

② 許可を受けた後に、申請者が欠格要件に該当していることが発覚した場合には、直ちに許可の取り消しが行われます。

３３　その他知事が必要と認める書類（法施行細則第２条第３項第２９号）

留意事項

①　農地造成を目的とした開発行為を行う場合には、営農計画書（以下の参考様式）を添付してください（同様の内容が記載されていれば、別様式でも可）。

（参考）

営　農　計　画　書

<table>
<tr><td rowspan="2">耕　作　者
（名　称）</td><td colspan="9">住　所
氏　名　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地所有者との関係</td><td colspan="7">本人・その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">現在耕作している農地の経営状況</td><td colspan="2" rowspan="2">区　　分</td><td colspan="6">作　付　作　物　名</td><td rowspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">自作地</td><td>田</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td></td></tr>
<tr><td>畑</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他
（　）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">借入地</td><td>田</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>畑</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他
（　）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農地を新たに必要とする理由</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">開発行為地における耕作計画</td><td colspan="2" rowspan="2">区　　分</td><td colspan="5">作　付　作　物　名</td><td>収入見込</td><td rowspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>支出見込</td></tr>
<tr><td rowspan="3">開発行為地</td><td>田</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td>a</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>畑</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他
（　）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>農地（開発行為地）の管理及び作業方法</td><td colspan="5">① 耕　起
② 播種・植付け
③ 水管理
④ 施肥・除草
⑤ 病害虫防除
⑥ 収　穫
⑦ 地元協力者</td></tr>
<tr><td rowspan="5">耕作に従事する者
※ 農作業従事日数は農地造成後の従事日数を記入する。</td><td>氏　　名</td><td>続　柄</td><td>農作業従事日数</td><td colspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>雇用労働力</td><td colspan="4">年間　　人</td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用機械の調達
※調達方法は、自己保有、借用、購入等を記入する。</td><td>利用機械施設等</td><td>台数等</td><td>規格・能力</td><td>調達方法</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>収穫物の販売・流通の方法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>現加入農協名</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

３４　林地開発行為同意書（法施行細則第２条第８項第１号）

３５　印鑑登録証明書（法施行細則第２条第８項第２号）

別記第１１号様式

林　地　開　発　行　為　同　意　書

同意者　住　所　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
　　氏　名　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

同意年月日　　年　　月　　日

私（当法人）は、（申請者名）の施行に係る（目的又は事業名）開発行為について、下記の土地の権利者としてその施行に同意します。

記

森林等の所在場所				地目又は工作物の種類	地積又は工作物の延べ面積	権利の種類	跡地利用計画	備考
市町村	大字	字	地番					

注

1　同意者とは、事業区域内の土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は採石権を有する者のほか、当該土地が保全処分の対象である場合は、保全処分の申立てを行った者であること。

2　（申請者名）・（目的又は事業名）には、該当する名称、区分等を記載すること。

3　１筆に係る所有権者等が多数である場合にあっては、当該所有権者等の一覧を別紙に記載し、添付すること。当該一覧には、所有権者等全員が押印するとともに、持分を記載すること。

4　跡地利用計画欄には、残置森林、造成森林、造成緑地、転用する施設の区分、名称等を記載すること。

(別記第１１号様式)

記載方法

① 「(申請者名)」・「(目的又は事業名)」には、該当する区分、名称等を記載すること。
② 同意者の印は、実印により押印すること。
③ １筆に係る所有権者等が多数である場合は、別に「共有者名簿」等を添付すること。当該名簿には、共有者全員の押印（実印）及び共有持分を記載すること。
④ 「跡地利用計画」欄には、残置森林、造成森林、造成緑地、転用施設名の区分を記載すること。

留意事項

① 同意者とは、事業区域内の土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は採石権を有する者のほか、当該土地が保全処分※１の対象である場合は、保全処分の申し立てを行った者であること。

※1 保全処分とは、裁判所が命ずる仮差押、仮処分その他の強制処分のこと。

② 本県では、県が当該林地開発行為の実施の確実性を判断するため、また事業者が円滑かつ確実に事業計画を進めるためとして、事業者が、事業区域内の土地について所有権者、抵当権者及びその他の権利者全員の同意書を提出することを原則としています。
③ 同意書及び同意者の印鑑登録証明書※２は、申請書正本には原本を、副本には写しを添付すること。

※2 印鑑登録証明書は、特に有効期限については定めないが、権利関係を確認するに足りる適切な時期のものであること。

④ 土地の権利と提出書類の関係は、次表のとおりです。 (○印は提出書類)

権利／土地	所　有　権					その他の権利	
	所有権者	登　記	登記事項証明書	同意書	印鑑登録証明書	同意書	印鑑登録証明書
事業区域	申請者	登記済	○			○	○
	〃	未登記	○	○	○	○	○
	申請者以外の者	登記、未登記いずれも有り	○	○	○	○	○

⑤ 土地の権利が未登記であったり、共有や未相続である等の場合は、その権利関係や内容を明らかにする契約書や協議書等あるいは戸籍事項証明書や相続関係図を添付し、必要な権利者の同意に漏れのないよう留意すること。
⑥ 当該土地が、自己所有地であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合については、同様に当該権利者からの同意書を添付すること。

３６　土地の登記事項証明書（法施行細則第２条第８項第３号）

留意事項

① 登記事項証明書は全部事項とし、事業区域内の土地について添付すること。

② 登記事項証明書は、「２７ 地番一覧表（事業区域内）」に記載する地番の順に綴じること。

③ 登記事項証明書は原本とし、申請書の正本には原本を、副本には写しを添付すること。
ただし、他法令の許認可を得るために他部局に登記事項証明書を提出している場合、事業区域内の森林以外の土地については、写しとしても差し支えない。

３７　開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分に係る申請の状況を記載した書類（法施行規則第４条第５項）

留意事項

① 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請等の状況を記載した一覧表を作成し、添付すること。

② 既に許可処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類を添付すること。

③ 手続中のものについては、他の行政庁に受け付けられた事実がわかる申請書等の写し等を添付すること。